

令和 3 年度

整備主任者・自動車検査員研修資料
【地域教材】

北陸信越運輸局 自動車技術安全部

《北陸信越ブロック版》

I 最近改正された法令・通達等

- 1 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第33次改正）
（令和2年12月15日 自動車機構）…………… 165
- 2 独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程の一部改正について（第35次改正）
（令和3年3月29日 自動車機構）…………… 184
- 3 独立行政法人自動車技術総合機構からのお知らせ
自動車検査の法定手数料変更のお知らせ…………… 225
技術情報管理手数料の納付方法について…………… 227
新規検査等届出様式変更のお知らせ…………… 238
並行輸入自動車にかかる届出様式変更のお知らせ…………… 229

II お知らせ

- 1 冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました。
（令和3年1月26日 自動車局整備課 安全政策課）…………… 231

III 参考資料

- 1 管内における自動車整備事業者の処分概要…………… 233

III 統計資料

- 1 管内自動車保有車両数の推移（過去5年）…………… 235
- 2 管内継続検査件数の推移（過去5年）…………… 236
- 3 管内ユーザー車検受検件数の推移（過去5年）…………… 237
- 4 管内認証・指定工場数及び指定整備率（過去10年）…………… 238
- 5 管内認証・指定工場の実態（令和2年度末）…………… 238

IV その他資料（連絡先等一覧）

- 1 北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所…………… 239
- 2 独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所…………… 239
- 3 軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所…………… 240
- 4 自動車整備振興会…………… 240
- 5 管内出張検査場…………… 240

審査事務規程の一部改正について（第33次改正）

1. 改正概要

自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置の試験速度の要件を強化します。[7-15、7-16]
 - 二輪自動車への昼間走行灯の備付けを可能とします。[6-72の2、7-72の2、8-72の2]
 - 二輪自動車には車幅灯及び側方反射器を備えなければならないこととします。[6-71、6-75、7-71、7-75、8-71、8-75]
 - 長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない最高速度60km/h以下の軽自動車のうち高速自動車国道等を運行しないものについて、第6章による審査の際、前面衝突に係る試験速度を40km/hとすることができることとすると共に、ポールへの側面衝突に係る基準を適用しないことができることとします。
また、当該自動車には、車両後面に規定の標識を表示しなければならないこととします。[6-13、6-22、6-24、6-25、6-27、6-28、6-30、6-32、6-41、6-92、8-32、8-92]
 - 相対値規制が適用される自動車の近接排気騒音の測定方法について、排気管の開口部を複数有する自動車の取扱いについて明確化するとともに、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車の測定回転数を明確化します。[別添10]
- ② 新規検査等における事前提出書面審査対象技術基準等の一部拡大 [別添2]
 - 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又はUN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」への適合性を確認する書面を追加します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年6月30日国土交通省告示第704号、令和2年8月5日国土交通省告示第788号）
- ・ 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年9月1日国土交通省告示第829号）
- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和2年9月25日国土交通省令第78号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年9月25日国土交通省告示第1021号）
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示（令和2年10月30日国土交通省告示第1331号）」
- ・ 「道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年10月30日国土交通省令第84号）」

3. 施行日

令和2年12月15日

新旧対照表主要部分抜粋

別添

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第33次改正新旧対照表

令和2年12月15日改正

新			旧		
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程			独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程		
目次 (略)			目次 (略)		
第1章 総則			第1章 総則		
1-1~1-2 (略)			1-1~1-2 (略)		
1-3 用語の定義			1-3 用語の定義		
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。			この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。		
分類	用語	内容	分類	用語	内容
あ	(略)	(略)	あ	(略)	(略)
	アンサーバック機能を有する灯火	乗降口に備える扉の解錠又は施錠操作と連動すること、その他これに類する条件として自動車の製作を業とする者が定める条件により作動し、かつ、次に掲げる全ての要件に適合する灯火をいう。 ① 道路運送車両の保安基準第32条から第34条の3まで、第35条の2から第37条の4まで又は第39条から第41条の3までに規定する灯火と兼用のものであること。 ②~③ (略)		あ	アンサーバック機能を有する灯火
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
か	(略)	(略)	か	(略)	(略)
	過回転防止装置	無負荷運転状態において原動機の回転数を抑制する装置(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)をいう。		か	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
き	(略)	(略)	き	(略)	(略)
	※1-3「た」へ移動 (削除)	(削除)		き	共通構造部型式指定自動車

新旧対照表
1 / 186

新			旧		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
こ	(略)	(略)	こ	(略)	(略)
	高速自動車国道	高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路をいう。		こ	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
こ	高速自動車国道等	高速自動車国道又は自動車専用道路をいう。	こ	高速自動車国道等	高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する道路及び道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
こ	構造・装置の概要説明書	自動車型式認証実施要領別添1から別添3までの別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。	こ	(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
し	(略)	(略)	し	(略)	(略)
	指定自動車等	型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び型式認定自動車をいう。		し	指定自動車等
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
し	自動車検査票1	様式9によるものをいう。	し	自動車検査票1	様式7によるものをいう。
	自動車検査票2	様式10によるものをいう。		し	自動車検査票2
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)
し	自動車専用道路	道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。	し	(新設)	(新設)
	(略)	(略)		(略)	(略)

新旧対照表
2 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新		旧		
	出荷検査証	施行規則第62条の6に基づく出荷検査証(共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領に基づく第3号様式)をいう。 なお当分の間、施行規則第62条の5に基づく「排出ガス検査終了証」の備考欄に「特定共通構造部型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、多仕様自動車の出荷検査証とすることができる。	出荷検査証	特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程(平成28年国土交通省告示第851号)第2条の規定に基づく出荷検査証(共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領に基づく第3号様式)をいう。 なお当分の間、施行規則第62条の5に基づく「排出ガス検査終了証」の備考欄に「型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、共通構造部型式指定自動車の出荷検査証とすることができる。
	(略)	(略)	(略)	(略)
	諸元表	自動車型式認証実施要領別添1から別添3までの別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。	諸元表	自動車型式認証実施要領別添1から別添4までの別表、共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる書面をいう。
	(略)	(略)	(略)	(略)
	審査結果通知書1	様式11によるものをいう。	審査結果通知書1	様式9によるものをいう。
	審査結果通知書2	様式12によるものをいう。	審査結果通知書2	様式10によるものをいう。
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
せ	(削除)	(削除)	製造過程自動車	製造過程自動車の型式認定に関する規程(平成26年国土交通省告示第120号)第2条第1項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
た	(略)	(略)	た	(略)
	多仕様自動車	法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部を有する自動車(共通構造部型式指定規則第4条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた特定共通構造部を有する自動車においては、当該指定特定共通構造部自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。)をいう。(当該指定を受けた後に法第75	※1-3「き」から移動 (新設)	(新設)

新旧対照表
3 / 186

新		旧		
		条第1項の規定によりその型式について指定を受けるものを除く。 なお、規程においては、大臣定め通達上の表記に対し次の例により表記する。 <大臣定め通達上の表記> 平成●年■月▲日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車 <規程上の表記> 平成●年■月▲日以前の多仕様自動車		
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ひ	備考欄記入事項連絡票	様式13によるものをいう。	備考欄記入事項連絡票	様式11によるものをいう。
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
へ	別記様式	共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領の別表に掲げる書面をいう。	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
り	量産型超小型モビリティ	長さ2.50m、幅1.30m、高さ2.00mを超えない軽自動車であって、最高速度60km/h以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものをいう。	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
C	COC ペーパー	欧州連合指令70/156/EEC 附則IXパートI、2001/116/EEC 附則IXパートI、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可(Whole Vehicle Type Approval)を受けた自動車の適合証明書(EC Certificate of Conformity)をいう。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。	C	COC ペーパー 欧州連合指令70/156/EEC 附則IXパートI、2002/24/EEC 附則IV-A、2007/46/EC 附則IX又は901/2014/EC 附則IVに基づく自動車製作者が発行する車両型式認可(Whole Vehicle Type Approval)を受けた自動車の適合証明書(EC Certificate of Conformity)をいう。 なお、EU加盟国の権限ある政府機関により原本に相違ない旨が表示されているものは、原本として取扱う。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新旧対照表
4 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新			旧		
G	(略)	(略)	G	(略)	(略)
	GTR15	乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法に関する世界統一技術規則をいう。		(新設)	(新設)
U	(略)	(略)	U	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則をいう。		UN R53	二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則をいう。
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
1-3-1 (略)			1-3-1 (略)		
1-4~1-6 (略)			1-4~1-6 (略)		
第2章~第3章 (略)			第2章~第3章 (略)		
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法			第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法		
4-1~4-3 (略)			4-1~4-3 (略)		
4-4 不適切な補修等			4-4 不適切な補修等		
(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。			(1) 第6章から第8章までの規定に基づく基準適合性審査にあたり、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。		
①~② (略)			①~② (略)		
③ 装置又は部品の補修 ア~イ (略) ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの エ~カ (略)			③ 装置又は部品の補修 ア~イ (略) ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部方向が変更されているもの エ~カ (略)		
④ (略)			④ (略)		
(2) (略)			(2) (略)		
4-5~4-6 (略)			4-5~4-6 (略)		
4-7 審査の実施方法等			4-7 審査の実施方法等		
4-7-1 審査の実施方法			4-7-1 審査の実施方法		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定			(2) 第6章及び第7章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第12項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定		

新旧対照表
5 / 186

新		旧	
ただし、量産型超小型モビリティにあっては、6-30の規定に係る審査において(略)の規定を適用しないことができる。(適用関係告示第15条第34項)		(略)	
6-31~6-31の2 (略)		6-31~6-31の2 (略)	
6-32 車体表示		6-32 車体表示	
7-32の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 〔量産型超小型モビリティの特例〕 (1) 量産型超小型モビリティであって、前面衝突試験に係る試験速度について、UN R94の附則3の4.若しくはUN R137の附則3の4.の試験速度を、「40+1 km/h」と読み替えて適用したもの又はボールとの側面衝突試験について、UN R135の技術的な要件を適用しないものは、次の様式による標識を車体後面の見やすい位置に表示しなければならない。(適用関係告示第7条第14項、第12条第12項、第13項、第13条第17項、第18項、第14条第21項、第15条第33項、第34項、第20条第25項関係) 様式		(新設)	
備考 ① 縁線の色は赤色であり、赤色で反射するものとする。 ② 縁及び地の色は白色であり、白色で反射するものとする。 ③ 文字の色は黒色とする。 ④ 寸法の単位は、ミリメートルとする。			
6-33 (略)		6-33 (略)	
6-34 突入防止装置		6-34 突入防止装置	
7-34の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1) (略) (2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2の2.3。(a)又は		(1) (略) (2) 自動車(貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの及びボール・トレーラ、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S1の2.3。(a)又は	

新旧対照表
15 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(b)、若しくは7-34-1(1)①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トラレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S2の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。 ただし、UN R58-03-S2の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。 この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあっては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③(略)</p> <p>6-35～6-40(略)</p> <p>6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(2)(略) 〔量産型超小型モビリティの特例〕 (3) 量産型超小型モビリティの座席ベルトは、6-41の規定に係る審査において、7-41-2(4)の規定にかかわらず、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれ少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-08の6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものであればよい。 この場合において、UN R16-08の技術的な要件において適用される前面衝突試験に係る試験速度については、UN R94の附則3の4.の規定中、「56+1km/h」とあるのは、「40+1km/h」と読み替えて適用する。(適用関係告示第20条第25項関係)</p> <p>6-42～6-52(略)</p> <p>6-53 騒音防止装置 7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3)(略) (4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S6の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p>	<p>(b)、若しくは7-34-1(1)①から③に定める基準。 ただし、次に掲げる自動車にあっては、この限りでない。(適用関係告示第17条第10項関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにこれらの自動車に牽引される後車輪が1個の被牽引自動車、後車輪が1個の三輪自動車、大型特殊自動車(ボール・トラレーラを除く。)、牽引自動車を除く。)の後面に備える突入防止装置は、UN R58-03-S1の16.又は25.1.から25.4.まで及び25.7.に定める基準。 ただし、UN R58-03-S1の16.4.及び25.7.中「2m」とあるのは「1.5m」と読み替えるものとする。 この場合において、突入防止装置の平面部から車体後面までの水平距離及び下縁の高さにあっては、次の基準に適合するものであればよい。 ①～③(略)</p> <p>6-35～6-40(略)</p> <p>6-41 座席ベルト等 7-41の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(2)(略)</p> <p>(新設)</p> <p>6-42～6-52(略)</p> <p>6-53 騒音防止装置 7-53の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。 (1)～(3)(略) (4) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。)は、UN R51-03-S5の6.(6.2.1.2.を除き、6.2.2.にあってはフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合する構造であること。</p>

新旧対照表
16 / 186

新	旧
<p>に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行なった自動車(に限る。)をいう。 ③～⑤(略)</p> <p>7-61-2(略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R149-00-S2の4.及び5.3.又はUN R123-01-S9の6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第24項関係)</p> <p>7-62-2(略) 7-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものには①、⑤から⑩まで及び7-62-2-1③)に適合するように取付けなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係) ①～②(略) ③ 二輪自動車に備える走行用前照灯は、その照明部の上縁の高さが、地上1,300mm以下、下縁の高さが地上500mm以上となるように取付けられていること。 ④ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。 ⑤～⑩(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-62-4 適用関係の整理 (1)～(5)(略) (6) 次に掲げる二輪自動車については、7-62-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第25項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p>	<p>に適合させるため原動機又は一酸化炭素等発散防止装置の交換及び改造を行なった自動車(に限る。)をいう。 ③～⑤(略)</p> <p>7-61-2(略)</p> <p>7-62 走行用前照灯 7-62-1 装備要件 自動車(被牽引自動車を除く。)の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。 ただし、配光可変型前照灯であって、灯光の色、明るさ等がUN R149-00の4.及び5.3.又はUN R123-01-S9の6.3.及び7.に適合するものを備える自動車にあっては、この限りでない。(保安基準第32条第1項関係、細目告示第42条第1項関係、細目告示第120条第1項関係、適用関係告示第29条第24項関係)</p> <p>7-62-2(略) 7-62-3 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあっては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd以上のものには①、④から⑩まで及び7-62-2-1③)に適合するように取付けなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第32条第3項関係、細目告示第42条第4項関係、細目告示第120条第3項関係) ①～②(略) (新設) ③ 走行用前照灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。 ④～⑩(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-62-4 適用関係の整理 (1)～(5)(略) (新設)</p>

新旧対照表
88 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-62-5～7-62-9 (略) 7-62-10 従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第25項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-62-10-1 装備要件 自動車の前面には、走行用前照灯を備えなければならない。</p> <p>7-62-10-2 性能要件 7-62-10-2-1 テスタ等による審査 7-62-2-1に同じ。</p> <p>7-62-10-2-2 視認等による審査 7-62-2-2に同じ。</p> <p>7-62-10-3 取付要件(視認等による審査) (1) 走行用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準(最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であってその光度が10,000cd未満のものにあつては①、最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯であつてその光度が10,000cd以上のものにあつては①、②から⑧まで及び7-62-2-1③)に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、走行用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 二輪自動車に備える走行用前照灯の数は、1個又は2個であること。 ② 7-62-3(1)⑤に同じ。 ③ 7-62-3(1)⑥に同じ。 ④ 7-62-3(1)⑦に同じ。 ⑤ 7-62-3(1)⑧に同じ。 ⑥ 7-62-3(1)⑨に同じ。 ⑦ 7-62-3(1)⑩に同じ。 ⑧ 7-62-3(1)⑪に同じ。 ⑨ 7-62-3(1)⑫に同じ。 (2) 7-62-3(2)に同じ。</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1～7-63-2 (略) 7-63-3 取付要件(視認等による審査) (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取</p>	<p>7-62-4～7-62-9 (略) (新設)</p> <p>7-63 すれ違い用前照灯 7-63-1～7-63-2 (略) 7-63-3 取付要件(視認等による審査) (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取</p>

新旧対照表
89 / 186

新	旧
<p>付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係) ① (略) ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないうものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないうものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。 ④～⑪ (略) ⑫ 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ただし、昼間走行灯が点灯している場合にあってはこの限りでない。 ⑬ 側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ⑭～⑱ (略) (2) (略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略) (8) 次に掲げる二輪自動車については、7-63-12(従前規定の適用⑧)の規定を適用する。(適用関係告示第29条第25項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-63-5～7-63-11 (略) 7-63-12 従前規定の適用⑧ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第29条第25項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p>	<p>付けられなければならない。(保安基準第32条第6項関係) この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第42条第7項関係、細目告示第120条第7項関係) ① (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,200mm以下(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないうものにあつては、取付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上500mm以上(大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備えるすれ違い用前照灯でその自動車の構造上地上500mm以上に取付けることができないうものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。 ④～⑪ (略) ⑫ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 (新設) ⑬～⑱ (略) (2) (略)</p> <p>7-63-4 適用関係の整理 (1)～(7) (略) (新設)</p> <p>7-63-5～7-63-11 (略) (新設)</p>

新旧対照表
90 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-63-12-1 整備要件 自動車の前面には、すれ違い用前照灯を備えなければならない。</p> <p>7-63-12-2 性能要件</p> <p>7-63-12-2-1 テスタ等による審査 7-63-2-1に同じ。</p> <p>7-63-12-2-2 視認等による審査 7-63-2-2に同じ。</p> <p>7-63-12-3 取付要件（視認等による審査） (1) すれ違い用前照灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。 この場合において、すれ違い用前照灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① すれ違い用前照灯の数は、1個又は2個であること。 ② すれ違い用前照灯は、その照明部の中心が地上1,200mm以下となるように取付けられていること。 ③ 7-63-3(1)⑤に同じ。 ④ 7-63-3(1)⑥に同じ。 ⑤ 7-63-3(1)⑦に同じ。 ⑥ 7-63-3(1)⑧に同じ。 ⑦ 7-63-3(1)⑨に同じ。 ⑧ 7-63-3(1)⑩に同じ。 ⑨ 7-63-3(1)⑪に同じ。 ⑩ 二輪自動車に備える走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、原動機が作動している場合に常にいずれかが点灯している構造であること。 ⑪ 7-63-3(1)⑫に同じ。 (2) 7-63-3(2)に同じ。</p> <p>7-64～7-66 (略)</p> <p>7-67 前部霧灯 7-67-1～7-67-2 (略)</p> <p>7-67-3 取付要件（視認等による審査） (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（保安基準第33条第3項） この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係） ① (略)</p>	<p>7-64～7-66 (略)</p> <p>7-67 前部霧灯 7-67-1～7-67-2 (略)</p> <p>7-67-3 取付要件（視認等による審査） (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。（保安基準第33条第3項） この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第43条第2項関係、細目告示第121条第3項関係） ① (略)</p>

新旧対照表
91 / 186

新	旧
<p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの（二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。） イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t超のもの（二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。） ウ 二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 二輪自動車に前部霧灯を一個備える場合にあつては、その照明部の最内縁が車両中心面から250mm以内となるよう取付けられていること。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。ただし、二輪自動車に備える前部霧灯にあつてはこの限りでない。</p> <p>⑧～⑪ (略)</p> <p>⑫ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑪ただし書の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑬～⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる二輪自動車については、7-67-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第30条第17項関係） ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-67-5～7-67-7 (略) 7-67-8 従前規定の適用④ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関</p>	<p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上800mm以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下（大型特殊自動車及び除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するものに備える前部霧灯でその自動車の構造上地上1,200mm以下に取付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取付けることができる最低の高さ）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、次に掲げる自動車にあつては、照明部の上縁の高さを地上1,200mm以下と読み替えて適用する。 ア 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。） イ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量3.5t超のもの（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。） ウ 三輪自動車及び被牽引自動車</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>⑪ 前部霧灯は、点滅するものでないこと。ただし、⑩ただし書の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>⑫～⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-67-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-67-5～7-67-7 (略) (新設)</p>

新旧対照表
92 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>係告示第30条第17項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-67-8-1 装備要件 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。</p> <p>7-67-8-2 性能要件(視認等による審査) 7-67-2に同じ。</p> <p>7-67-8-3 取付要件(視認等による審査) (1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 7-67-3(1)①に同じ。</p> <p>② 二輪自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 7-67-3(1)⑤に同じ。</p> <p>④ 7-67-3(1)⑦に同じ。</p> <p>⑤ 7-67-3(1)⑧に同じ。</p> <p>⑥ 7-67-3(1)⑨に同じ。</p> <p>⑦ 7-67-3(1)⑩に同じ。</p> <p>⑧ 7-67-3(1)⑪に同じ。</p> <p>⑨ 7-67-3(1)⑫に同じ。</p> <p>⑩ 7-67-3(1)⑬に同じ。</p> <p>(2) 7-67-3(2)に同じ。</p> <p>7-68~7-70 (略)</p> <p>7-71 車幅灯 7-71-1 装備要件 自動車(最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車にあっては、7-71-3(1)②のただし書の規定により灯光の色が白色である場合にあっては前面に1個備えればよいものとし、幅0.8m以下の自動車(二輪自動車を除く。)にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>7-71-2 性能要件</p>	<p>7-68~7-70 (略)</p> <p>7-71 車幅灯 7-71-1 装備要件 自動車(二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の前面の両側には、車幅灯を備えなければならない。 ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。(保安基準第34条第1項関係)</p> <p>7-71-2 性能要件</p>

新旧対照表
93 / 186

新	旧
<p>7-71-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅(二輪自動車にあっては、当該自動車の存在)を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものではない。 (保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-2-2 (略)</p> <p>7-71-3 取付要件(視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係) この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)</p> <p>① 二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。</p> <p>② 二輪自動車に備える車幅灯の数は、2個であること。 ただし、車幅灯の灯光の色が白色である場合にあっては、1個であってもよい。</p> <p>③ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,200mm以下)、下縁の高さが地上250mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上350mm以上)となるように取付けられていること。</p> <p>④ 側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥~⑩ (略)</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(白色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑧から⑩までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p>	<p>7-71-2-1 視認等による審査 (1) 車幅灯は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものではない。 (保安基準第34条第2項関係、細目告示第45条第1項関係、細目告示第123条第1項関係)</p> <p>①~④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-2-2 (略)</p> <p>7-71-3 取付要件(視認等による審査) (1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係) この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)</p> <p>① 車幅灯の数は、2個又は4個であること。 ただし、幅0.8m以下の自動車にあっては、当該自動車に備えるすれ違い用前照灯の照明部の最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられている場合には、その側の車幅灯を備えないことができる。 (新設)</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える車幅灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える車幅灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内(被牽引自動車にあっては、150mm以内)となるように取付けられていること。</p> <p>⑤~⑩ (略)</p> <p>⑪ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(白色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であってもよい。</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の前面の両側に備える車幅灯(橙色のものに限る。)は、方向指示器又は非常点滅表示灯を動作させている場合においては、⑦から⑨までの基準にかかわらず、方向の指示をしている側のもの又は両側のものが消灯する構造であること。</p>

新旧対照表
94 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>⑭ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 次に掲げる二輪自動車については、7-71-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。 (適用関係告示第 32 条第 17 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-71-5~7-71-10 (略)</p> <p>7-71-11 従前規定の適用⑦</p> <p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 32 条第 17 項関係)</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車 (灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-71-11-1 整備要件</p> <p>なし。</p> <p>7-71-11-2 性能要件</p> <p>7-71-2 に同じ。</p> <p>7-71-11-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 車幅灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 車幅灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から 400mm 以内 (被牽引自動車にあっては、150mm 以内) となるように取付けられていること。</p> <p>③ 7-71-3 (1) ⑥ に同じ。</p> <p>④ 7-71-3 (1) ⑦ に同じ。</p> <p>⑤ 7-71-3 (1) ⑧ に同じ。</p> <p>⑥ 7-71-3 (1) ⑨ に同じ。</p> <p>⑦ 7-71-3 (1) ⑩ に同じ。</p> <p>⑧ 7-71-3 (1) ⑪ に同じ。</p> <p>⑨ 7-71-3 (1) ⑫ に同じ。</p> <p>⑩ 7-71-3 (1) ⑬ に同じ。</p>	<p>⑬ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-71-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-71-5~7-71-10 (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
95 / 186

新	旧
<p>(2) 7-71-3 (2) に同じ。</p> <p>7-72 (略)</p> <p>7-72 の 2 昼間走行灯</p> <p>7-72 の 2-1 整備要件</p> <p>自動車 (側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p>7-72 の 2-2 性能要件</p> <p>7-72 の 2-2-1 (略)</p> <p>7-72 の 2-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係、第 42 条第 7 項関係、第 9 項関係、第 120 条第 7 項関係、第 11 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 昼間走行灯を備える自動車 (二輪自動車を除く。) の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>③ 昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、原動機が作動している場合に常に走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び昼間走行灯のいずれかが点灯し、夜間に昼間走行灯が自動的にすれ違い用前照灯に切り替わる構造であること。 ただし、光度が 700cd 以下の昼間走行灯を備える二輪自動車にあっては、手ですれ違い用前照灯に切り替える構造であってもよい。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>7-72 の 2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の数は、2 個 (二輪自動車に備えるものにあつては、1 個又は 2 個) であること。</p> <p>② 二輪自動車以外の自動車に備える昼間走行灯は、その照明部の最内縁において</p>	<p>7-72 (略)</p> <p>7-72 の 2 昼間走行灯</p> <p>7-72 の 2-1 整備要件</p> <p>自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。) の前面には、昼間走行灯を備えることができる。(保安基準第 34 条の 3 第 1 項)</p> <p>7-72 の 2-2 性能要件</p> <p>7-72 の 2-2-1 (略)</p> <p>7-72 の 2-2-2 書面等による審査</p> <p>(1) 昼間走行灯は、昼間に自動車の前方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 34 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 1 項関係、第 124 条の 2 第 1 項関係、第 42 条第 7 項関係、第 9 項関係、第 120 条第 7 項関係、第 11 項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 昼間走行灯を備える自動車の走行用前照灯及びすれ違い用前照灯は、当該自動車の速度が 10km/h を超える場合に夜間において常にいずれかが点灯している構造であること。</p> <p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>7-72 の 2-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 昼間走行灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、昼間走行灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13 「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第 34 条の 3 第 3 項関係、細目告示第 46 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 124 条の 2 第 3 項関係)</p> <p>① 昼間走行灯の数は、2 個であること。</p> <p>② 昼間走行灯は、その照明部の最内縁において 600mm (幅が 1,300mm 未満の自動</p>

新旧対照表
96 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>600mm（幅が1,300mm未満の自動車にあっては、400mm）以上の間隔を有するものであること。</p> <p>③ 二輪自動車に昼間走行灯を1個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両中心面となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部霧灯及び車幅灯の横に並ぶもの並びに走行用前照灯又は車幅灯と兼用のものにあっては、昼間走行灯の照明部の最内縁が車両中心面から250mm以内となるように取付けられていなければならない。</p> <p>④ 二輪自動車に昼間走行灯を2個備える場合にあっては、その照明部の中心が車両の中心面に対して対称となるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、昼間走行灯（走行用前照灯又はすれ違い用前照灯と構造上一体となっているもの及び兼用のものを除く。）は、その照明部の最内縁において間隔が420mm以内又は車両中心面に直交する鉛直面に車両の前部を投影したときに、照明部がその投影面の内側となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤～⑥（略）</p> <p>⑦ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°（二輪自動車に備えるものにあっては、内側方向10°）の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-72の2-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑧ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているとき（二輪自動車にあっては、原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前照灯が点灯しているとき）は、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑨～⑪（略）</p> <p>⑫ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑨の基準にかかわらず、方向指示器を動作させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を動作させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑬（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-73～7-74（略）</p>	<p>車にあっては、400mm）以上の間隔を有するものであること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>③～④（略）</p> <p>⑤ 昼間走行灯の照明部は、昼間走行灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面並びに昼間走行灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より昼間走行灯の内側方向20°の平面及び昼間走行灯の外側方向20°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-72の2-2-1(1)①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑥ 原動機の操作装置が始動の位置にないとき及び前部霧灯又は前照灯が点灯しているときは、昼間走行灯は自動的に消灯するように取付けられなければならない。</p> <p>ただし、道路交通法第52条第1項の規定により前照灯を点灯しなければならない場合以外の場合において、専ら手動により走行用前照灯を短い間隔で断続的に点滅する、又は交互に点灯させる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>⑦～⑨（略）</p> <p>⑩ 方向指示器又は非常点滅表示灯と兼用の昼間走行灯は、⑦の基準にかかわらず、方向指示器を動作させている場合においては方向の指示をしている側のもの、非常点滅表示灯を動作させている場合においては両側のものが消灯する構造であること。</p> <p>⑪（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-73～7-74（略）</p>

新旧対照表
97 / 186

新	旧
<p>7-75 側方反射器</p> <p>7-75-1 装備要件</p> <p>(1) 次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。（保安基準第35条の2第1項）</p> <p>①～④（略）</p> <p>(2) 二輪自動車の両側面には、側方反射器を備えなければならない。（保安基準第35条の2第1項）</p> <p>7-75-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さ（二輪自動車にあっては、当該自動車の存在）を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。</p> <p>ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているもの及び二輪自動車の側面に備えるものにあっては、赤色であってもよい。</p> <p>④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-75-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第5項関係）</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第7項関係）</p> <p>① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下（二輪自動車に備えるものにあっては地上900mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上（二輪自動車に備えるものにあっては地上300mm以上）となるように取付けられていること。</p> <p>② 側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°（二輪自動車に備えるものにあっては上方15°）の平面及び下方10°（二輪自動車に備えるものにあっては下方15°）の平面（側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向45°（二輪自動車に備えるものにあっては前方向30°）の平面及び後方向45°（二輪自動車に備えるものにあっては後方向30°）の平面</p>	<p>7-75 側方反射器</p> <p>7-75-1 装備要件</p> <p>次の各号に掲げる自動車の両側面には、側方灯又は側方反射器を備えなければならない。（保安基準第35条の2第1項）</p> <p>①～④（略）</p> <p>(新設)</p> <p>7-75-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方反射器は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第35条の2第4項関係、細目告示第48条第3項関係、細目告示第126条第5項関係）</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 側方反射器による反射光の色は、橙色であること。</p> <p>ただし、後部に備える側方反射器であって、尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯、後部に備える側方灯又は後部反射器（被牽引自動車に備える後部反射器であってその形が三角形であるものを除く。）と構造上一体となっているものにあっては、赤色であってもよい。</p> <p>④（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>7-75-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第35条の2第5項関係）</p> <p>この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第48条第4項関係、細目告示第126条第7項関係）</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える側方反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車に備える側方反射器の反射部は、側方反射器の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（側方反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあっては、下方5°の平面）並びに側方反射器の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方反射器の前方向45°の平面及び後方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p>

新旧対照表
98 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-75-2(1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車、<u>二輪自動車</u>、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)]であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる4,000mm以内の位置)となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車及び<u>二輪自動車</u>を除く。〕に備える側方反射器は、少なくとも左右それぞれ1個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車及び<u>二輪自動車</u>を除く。〕に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車及び<u>二輪自動車</u>を除く。〕に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>長さが6mを超える自動車</p>	<p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも7-75-2(1)①に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合においては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>③ <u>二輪自動車</u>及び側車付二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)]であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5t以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、その反射部の間隔が3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の形状、構造、デザイン及び操作性により側方反射器の反射部の間隔が3,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる4,000mm以内の位置)となるよう取付けられていること。</p> <p>⑤ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車を除く。〕に備える側方反射器は、少なくとも左右それぞれ1個の側方反射器が、その反射部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その反射部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車を除く。〕に備える側方反射器のうち最前部に取付けられたものの反射部の最前縁は、自動車の前端から3,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその自動車の構造上自動車の前端から3,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>⑦ 長さ6mを超える自動車〔⑨に規定する自動車を除く。〕に備える側方反射器のうち最後部に取付けられたものの反射部の最後縁は、自動車の後端から1,000mm以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から1,000mm以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取付けられていること。</p> <p>長さが6mを超える自動車</p>

新旧対照表
99 / 186

新	旧
<p>(参考図) (略)</p> <p>⑧ 長さが6m以下の自動車(<u>二輪自動車</u>を除く。)の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合においてはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器であって、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合においてはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取付けられていること。</p> <p>長さが6m以下の自動車 (参考図) (略)</p> <p>⑨ 長さが6mを超え7m以下の自動車〔専ら乗用の用に供する自動車(<u>二輪自動車</u>を除く。)]であって乗車定員10人未満の自動車に限る。〕の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3,000mm以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。</p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略) (4) 次に掲げる二輪自動車については、7-75-8(従前規定の適用④)の規定を適用する。 (適用関係告示第35条第17項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-75-5～7-75-7 (略) 7-75-8 従前規定の適用④ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第35条第17項関係) ① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-75-8-1 装備要件 なし。</p>	<p>(参考図) (略)</p> <p>⑧ 長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方反射器は、前部に備える場合においてはその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器であって、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取付けることができないものは、取付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合においてはその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方反射器でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取付けることができないものにおいては、取付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取付けられていること。</p> <p>長さが6m以下の自動車 (参考図) (略)</p> <p>⑨ 長さが6mを超え7m以下の自動車〔専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満の自動車に限る。〕の両側面に備える側方反射器は、前部に備える側方反射器のその反射部の最前縁と自動車の前端までの距離が3,000mm以内となるように、かつ、後部に備える側方反射器のその反射部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内となるように前部及び後部に取付けられなければならない。</p> <p>⑩～⑪ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-75-4 適用関係の整理 (1)～(3) (略) (新設)</p> <p>7-75-5～7-75-7 (略) (新設)</p>

新旧対照表
100 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-75-8-2 性能要件 (視認等による審査) 7-75-2に同じ。</p> <p>7-75-8-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 二輪自動車に備える側方反射器は、その反射部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ② 7-75-3 (1) ㉑に同じ。 ③ 7-75-3 (1) ㉒に同じ。 (2) 7-75-3 (2) に同じ。</p> <p>7-76 番号灯 7-76-1 (略) 7-76-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係) ① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S2の4.及び5.11.(クラス2a及び2bに係るものに限る。)若しくはUN R4-00-S19の9.(クラス2a及び2bに係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S2の4.及び5.11.(クラス2に係るものに限る。)若しくはUN R50-00-S20の附則5(クラス2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③ (略) (2) (略)</p> <p>7-76-3～7-76-6 (略)</p>	<p>7-76 番号灯 7-76-1 (略) 7-76-2 性能要件 (視認等による審査) (1) 番号灯は、夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の番号等を確認できるものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第36条第2項関係、細目告示第49条第1項関係、細目告示第127条第1項関係) ① 番号灯は、夜間後方20mの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものであること。 この場合において、次のいずれかに該当する番号灯は、この基準に適合するものとする。 ア 自動車(イに掲げるものを除く。)に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が8ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S1の4.及び5.11.(クラス2a及び2bに係るものに限る。)若しくはUN R4-00-S19の9.(クラス2a及び2bに係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が2cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える番号灯にあっては、番号灯試験器を用いて計測した番号標板面の照度が15ルクス(1x)以上のもの又はUN R148-00-S1の4.及び5.11.(クラス2に係るものに限る。)若しくはUN R50-00-S20の附則5(クラス2に係るものに限る。)に基づく番号標板面の輝度が1.6cd/m²以上のものであり、その機能が正常であるもの。 ②～③ (略) (2) (略)</p> <p>7-76-3～7-76-6 (略)</p>

新旧対照表
101 / 186

新	旧
<p>7-77 尾灯 7-77-1 (略) 7-77-2 性能要件 7-77-2-1 視認等による審査 (1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅(二輪自動車にあっては、当該自動車の存在)を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第50条第1項関係、細目告示第128条第1項関係) ①～④ (略) (2) (略)</p> <p>7-77-2-2 (略) 7-77-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係) この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係) ① (略) ② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上)、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。 ⑤ (略) ⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。 ⑦～⑪ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>7-77-4 適用関係の整理 (1)～(6) (略)</p>	<p>7-77 尾灯 7-77-1 (略) 7-77-2 性能要件 7-77-2-1 視認等による審査 (1) 尾灯は、夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第37条第2項関係、細目告示第50条第1項関係、細目告示第128条第1項関係) ①～④ (略) (2) (略)</p> <p>7-77-2-2 (略) 7-77-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第37条第3項関係) この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第50条第2項関係、細目告示第128条第3項関係) ① (略) ② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える尾灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。 ③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ④ 後面の両側に備える尾灯にあっては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。 ⑤ (略) ⑥ 尾灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。 ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車並びに尾灯と連動して点灯する運転者席及びこれと並列の座席の座席の前方に設けられる計器類を備える自動車にあっては、この限りでない。 ⑦～⑪ (略) (2)～(3) (略)</p> <p>7-77-4 適用関係の整理 (1)～(6) (略)</p>

新旧対照表
102 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(7) 次に掲げる二輪自動車については、7-77-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。 （適用関係告示第37条第16項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-77-5～7-77-10（略） 7-77-11 従前規定の適用⑦ 次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第37条第16項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-77-11-1 装備要件 自動車の後面の両側には、尾灯を備えなければならない。 ただし、二輪自動車には、尾灯を後面に1個備えればよい。</p> <p>7-77-11-2 性能要件 7-77-2に同じ。</p> <p>7-77-11-3 取付要件（視認等による審査） (1) 尾灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、尾灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 7-77-3（1）①に同じ。 ② 二輪自動車に備える尾灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。 ③ 7-77-3（1）⑥に同じ。 ④ 7-77-3（1）⑦に同じ。 ⑤ 7-77-3（1）⑧に同じ。 ⑥ 7-77-3（1）⑨に同じ。 ⑦ 7-77-3（1）⑩に同じ。 (2) 7-77-3（3）に同じ。</p> <p>7-78 後部霧灯 7-78-1～7-78-2（略） 7-78-3 取付要件（視認等による審査） (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>	<p>（新設）</p> <p>7-77-5～7-77-10（略） （新設）</p> <p>7-78 後部霧灯 7-78-1～7-78-2（略） 7-78-3 取付要件（視認等による審査） (1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けら</p>

新旧対照表
103 / 186

新	旧
<p>れなければならない。（保安基準第37条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係）</p> <p>①～②（略） ③ 後部霧灯は、次のいずれかの要件（二輪自動車に備えるものにあつてはイの要件）に適合する構造であること。 ア～イ（略） ④ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,000mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 ⑤ 側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1,000mm以下となるように取付けられていること。 ⑥（略） ⑦ 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°（二輪自動車の後面の両側に備えるものにあつては内側方向10°）の平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-78-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧ 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置（二輪自動車に備えるものにあつては車両中心面上の位置に限る。）となるように取付けられていること。 ⑨～⑭（略） (2)（略）</p> <p>7-78-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） (3) 次に掲げる二輪自動車については、7-78-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。 （適用関係告示第38条第13項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車 ② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多</p>	<p>れなければならない。（保安基準第37条の2第3項関係）</p> <p>この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第51条第2項関係、細目告示第129条第3項関係）</p> <p>①～②（略） ③ 後部霧灯は、次のいずれかの要件に適合する構造であること。 ア～イ（略） ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上1,000mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1,000mm以下となるように取付けられていること。 ⑥（略） ⑦ 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）以外の自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。 この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-78-2-1（1）①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ⑧ 後部霧灯を1個備える場合にあつては、当該後部霧灯の中心が車両中心面上又はこれより右側の位置となるように取付けられていること。 ⑨～⑭（略） (2)（略）</p> <p>7-78-4 適用関係の整理 (1)～(2)（略） （新設）</p>

新旧対照表
104 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-78-5～7-78-6（略）</p> <p>7-78-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第38条第13項関係）</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-78-7-1 装備要件</p> <p>自動車の後面には、後部霧灯を備えることができる。</p> <p>7-78-7-2 性能要件</p> <p>7-78-2に同じ。</p> <p>7-78-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、後部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 7-78-3 (1) ①に同じ。</p> <p>② 7-78-3 (1) ②に同じ。</p> <p>③ 後部霧灯は、前照灯又は前部霧灯を消灯した場合であっても点灯しているときは、尾灯は点灯しており、かつ、尾灯を消灯した後、前照灯又は前部霧灯を点灯した場合には、再度、後部霧灯の点灯操作を行うまで消灯していること。</p> <p>④ 二輪自動車に備える後部霧灯は、その照明部の中心が地上1,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 7-78-3 (1) ⑥に同じ。</p> <p>⑥ 二輪自動車に備える後部霧灯の照明部は、後部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方5°の平面及び下方5°の平面並びに後部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部霧灯の内側方向25°の平面及び後部霧灯の外側方向25°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも7-78-2-1 (1) ①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位</p>	<p>7-78-5～7-78-6（略）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表
105 / 186

新	旧
<p>置に取付けられていること。</p> <p>⑦ 7-78-3 (1) ⑧に同じ。</p> <p>⑧ 7-78-3 (1) ⑨に同じ。</p> <p>⑨ 7-78-3 (1) ⑩に同じ。</p> <p>⑩ 7-78-3 (1) ⑪に同じ。</p> <p>⑪ 7-78-3 (1) ⑫に同じ。</p> <p>⑫ 7-78-3 (1) ⑬に同じ。</p> <p>⑬ 7-78-3 (1) ⑭に同じ。</p> <p>(2) 7-78-3 (2) に同じ。</p> <p>7-79～7-80（略）</p> <p>7-81 後部反射器</p> <p>7-81-1～7-81-2（略）</p> <p>7-81-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第38条第3項関係）</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係）</p> <p>① 側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下（二輪自動車に備えるものにあつては地上900mm以下）、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車以外の自動車の最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられなければならない。</p> <p>④ 二輪自動車の後面に後部反射器を1個備える場合にあつては、その反射部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 二輪自動車、大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことが</p>	<p>7-79～7-80（略）</p> <p>7-81 後部反射器</p> <p>7-81-1～7-81-2（略）</p> <p>7-81-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。（保安基準第38条第3項関係）</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第54条第2項関係、細目告示第132条第3項関係）</p> <p>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える後部反射器は、その反射部の上縁の高さが地上1,500mm以下、下縁の高さが地上250mm以上となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上1,500mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>③ 最外側にある後部反射器の反射部は、その最外縁が自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはその中心が車両中心面上、側車付二輪自動車の二輪自動車部分に備えるものにあつてはその中心が二輪自動車部分の中心面上となるように取付けられなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>④ 大型特殊自動車（ボール・トレーラを除く。）及び被牽引自動車以外の自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方10°の平面及び下方10°の平面（後部反射器のH面の高さが地上750mm未満となるように取付けられている場合にあつては、下方5°の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向30°の平面及び後部反射器の外側方向30°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように</p>

新旧対照表
106 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>できるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-81-2 (1) ③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面（後部反射器のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 10° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>ただし、二輪自動車の後面の中央に備えるものにあつては、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 15° の平面並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ 30° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-81-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる二輪自動車については、7-81-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 41 条第 7 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-81-5～7-81-6 (略)</p> <p>7-81-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 41 条第 7 項関係）</p> <p>① 令和 5 年 8 月 31 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和 5 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>7-81-7-1 整備要件</p>	<p>取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-81-2 (1) ③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑧ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7-81-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-81-5～7-81-6 (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
107 / 186

新	旧
<p>二輪自動車の後面には、後部反射器を備えなければならない。</p> <p>7-81-7-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>7-81-2 に同じ。</p> <p>7-81-7-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 後部反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、後部反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 二輪自動車に備える後部反射器は、その反射部の中心が地上 1,500mm 以下となるように取付けられていること。</p> <p>② 二輪自動車の後面に後部反射器を 1 個備える場合にあつては、その反射部の中心が車両中心面上となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車に備える後部反射器の反射部は、後部反射器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 10° の平面及び下方 10° の平面（後部反射器のH面の高さが地上 750mm 未満となるように取付けられている場合にあつては、下方 5° の平面）並びに後部反射器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後部反射器の内側方向 30° の平面及び後部反射器の外側方向 30° の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるように取付けられていること。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる反射部のうち、少なくとも 7-81-2 (1) ③に規定する反射部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。</p> <p>④ 7-81-3 (1) ⑥に同じ。</p> <p>⑤ 7-81-3 (1) ⑦に同じ。</p> <p>(2) 7-81-3 (2) に同じ。</p> <p>7-82～7-83 (略)</p> <p>7-84 制動灯</p> <p>7-84-1 (略)</p> <p>7-84-2 性能要件</p> <p>7-84-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主</p>	<p>7-82～7-83 (略)</p> <p>7-84 制動灯</p> <p>7-84-1 (略)</p> <p>7-84-2 性能要件</p> <p>7-84-2-1 視認等による審査</p> <p>(1) 制動灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主</p>

新旧対照表
108 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第134条第1項関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°(二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては内側方向10°)の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑤(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-84-2-2(略)</p> <p>7-84-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置がUN R13-11-S16の5.2.1.30.又は5.2.2.22.若しくはUN R13H-01-S1の5.2.22.に定める制動信号(二輪自動車に備えるものにあつてはUN R78-04-S1の5.1.17.に定める制動信号)を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4又は7-19-4の規定によりUN R13が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告</p>	<p>制動装置)又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第39条第2項関係、細目告示第56条第1項関係、細目告示第134条第1項関係)</p> <p>①～③(略)</p> <p>④ 制動灯の照明部は、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より制動灯の内側方向45°の平面及び制動灯の外側方向45°の平面により囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであること。</p> <p>ただし、二輪自動車及び幅0.8m以下の側車付二輪自動車の後面の中心に備えるものにあつては、制動灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平面を含む、水平面より上方15°の平面及び下方15°の平面並びに制動灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面から左右にそれぞれ45°の平面より囲まれる範囲において全ての位置から見通すことができるものであればよい。</p> <p>この場合において、「全ての位置から見通すことができる」とは、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、対象となる照明部のうち、少なくとも①に規定する照明部の大きさを有する部分を見通せることをいう。</p> <p>⑤(略)</p> <p>(2)(略)</p> <p>7-84-2-2(略)</p> <p>7-84-3 取付要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けなければならない。(保安基準第39条第3項関係)</p> <p>この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第56条第2項関係、細目告示第134条第3項関係、適用関係告示第42条第15号)</p> <p>① 制動灯は、制動装置がUN R13-11-S16の5.2.1.30.又は5.2.2.22.若しくはUN R13H-01-S1の5.2.22.に定める制動信号を発する場合に点灯する構造であること。</p> <p>ただし、7-15-4又は7-19-4の規定によりUN R13が適用されない自動車に備える制動灯にあつては、運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)若しくは補助制動装置を操作している場合又は加速装置の解除により制動効果を生じさせる電気式回生制動装置が作動した際に平成25年8月30日付け国土交通省告</p>

新旧対照表
109 / 186

新	旧
<p>示第826号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において80km/h(最高速度が80km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が2.2m/s²以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>② 側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下(二輪自動車に備えるものにあつては地上1,500mm以下)、下縁の高さが地上350mm以上(二輪自動車に備えるものにあつては地上250mm以上)、セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 二輪自動車以外の自動車の後面の両側に備える制動灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤～⑨(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-84-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(6) 次に掲げる二輪自動車については、7-84-10(従前規定の適用⑥)の規定を適用する。(適用関係告示第42条第18項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-84-5～7-84-9(略)</p> <p>7-84-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第42条第18項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p>	<p>示第826号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.22.4.に定める制動灯及び補助制動灯点灯用制動信号が発せられた場合にのみ点灯する構造であること。</p> <p>この場合において、空車状態の自動車について乾燥した平たんな舗装路面において80km/h(最高速度が80km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)から減速した場合の減速能力が2.2m/s²以下である補助制動装置にあつては、操作中に制動灯が点灯しない構造とすることができる。</p> <p>なお、視認等により運転者が主制動装置(牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置)を作動させたとき以外の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。</p> <p>② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える制動灯は、その照明部の上縁の高さが地上2,100mm以下、下縁の高さが地上350mm以上(セミトレーラでその自動車の構造上地上350mm以上に取付けることができないものにあつては、取付けることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>③ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上2,000mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>④ 後面の両側に備える制動灯にあつては、最外側にあるものの照明部の最外縁は、自動車の最外側から400mm以内となるように取付けられていること。</p> <p>⑤～⑨(略)</p> <p>(2)～(3)(略)</p> <p>7-84-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(5)(略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-84-4～7-84-9(略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
110 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-84-10-1 整備要件 7-84-1 に同じ。</p> <p>7-84-10-2 性能要件 7-84-2 に同じ。</p> <p>7-84-10-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ① 7-84-3 (1) ①に同じ。 ② 二輪自動車に備える制動灯は、その照明部の中心が地上 2,000mm 以下となるように取付けられていること。 ③ 7-84-3 (1) ⑤に同じ。 ④ 7-84-3 (1) ⑥に同じ。 ⑤ 7-84-3 (1) ⑦に同じ。 ⑥ 7-84-3 (1) ⑧に同じ。 ⑦ 7-84-3 (1) ⑨に同じ。 (3) 7-84-3 (2) に同じ。</p> <p>7-85 補助制動灯 7-85-1～7-85-2 (略) 7-85-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係) ①～③ (略) ④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはこの限りでない。 ⑤～⑨ (略) (2) (略)</p> <p>7-85-4 (略) 7-85-5 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) 7-85-5-1～7-85-5-2 (略) 7-85-5-3 取付要件</p>	<p>7-85 補助制動灯 7-85-1～7-85-2 (略) 7-85-3 取付要件 (視認等による審査) (1) 補助制動灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取付けられなければならない。(保安基準第 39 条の 2 第 3 項関係) この場合において、補助制動灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 135 条第 3 項関係) ①～③ (略) ④ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ⑤～⑨ (略) (2) (略)</p> <p>7-85-4 (略) 7-85-5 従前規定の適用① 平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 43 条第 1 項及び第 2 項関係) 7-85-5-1～7-85-5-2 (略) 7-85-5-3 取付要件</p>

新旧対照表
111 / 186

新	旧
<p>(1) 補助制動灯は、7-85-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～② (略) ③ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ただし、二輪自動車に備えるものにあつてはこの限りでない。 ④ (略) (2) (略)</p> <p>7-85-6 (略)</p> <p>7-86 (略)</p> <p>7-87 方向指示器 7-87-1～7-87-2 (略) 7-87-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係) ①～③ (略) ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において 240mm 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において 150mm 以上 (二輪自動車の後面に備えるものにあつては、その照明部の最内縁において 180mm 以上) の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。 ⑤ 側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm 以下 (二輪自動車に備えるものにあつては地上 1,200mm 以下、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、地上 2,300mm 以下)、下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものに</p>	<p>(1) 補助制動灯は、7-85-5-2-1 に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、照明部の取扱いは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。 ただし、自動車の構造上、全ての位置から見通すことができるように取付けることができない場合にあつては、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取付けられていること。 ①～② (略) ③ 補助制動灯は、尾灯と兼用でないこと。 ④ (略) (2) (略)</p> <p>7-85-6 (略)</p> <p>7-86 (略)</p> <p>7-87 方向指示器 7-87-1～7-87-2 (略) 7-87-3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) (2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。 この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 137 条第 4 項関係) ①～③ (略) ④ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において 240mm 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が 2 個以上備えられている場合の前方に対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。 ⑤ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車に備える方向指示器は、その照明部の上縁の高さが地上 2,100mm (除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車に備える方向指示器並びに自動車の両側面に備える方向指示器にあつては、2,300mm) 以下、下縁の高さが地上 350mm 以上 (セミトレーラでその自動車の構造上地上 350mm 以上に取付けることができないものにあつては、取付けることのできる最高の高さ) と</p>

新旧対照表
112 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>あつては、取付けられることができる最高の高さ)となるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7-87-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 次に掲げる二輪自動車については、7-87-17 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第45条第24項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-87-5～7-87-16 (略)</p> <p>7-87-17 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる二輪自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第45条第24項関係)</p> <p>① 令和5年8月31日以前に製作された二輪自動車</p> <p>② 令和5年8月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>7-87-17-1 整備要件</p> <p>7-87-1に同じ。</p> <p>7-87-17-2 性能要件</p> <p>7-87-2に同じ。</p> <p>7-87-17-3 取付要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 方向指示器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準及び(2)の基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>① 7-87-3 (1) ①に同じ。</p> <p>(2) 方向指示器は、次に掲げる基準に適合するように取付けられなければならない。</p> <p>この場合において、方向指示器の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>① 7-87-3 (2) ①に同じ。</p> <p>② 7-87-3 (2) ②に同じ。</p> <p>③ 二輪自動車に備える方向指示器は、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の最内縁において240mm以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては、その照明部の中心において150mm以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯が2個以上備えられている場合の前方に</p>	<p>なるように取付けられていること。</p> <p>⑥ 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑦～⑩ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7-87-4 適用関係の整理</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-87-5～7-87-16 (略)</p> <p>(新設)</p>

新旧対照表
113 / 186

新	旧
<p>対して方向の指示を表示するためのものの位置は、方向指示器の照明部の最外縁が最外側の前照灯の照明部の最外縁より外側にあること。</p> <p>④ 二輪自動車に備える方向指示器は、その照明部の中心の高さが地上2,300mm以下となるように取付けられていること。</p> <p>⑤ 7-87-3 (2) ②に同じ。</p> <p>⑥ 7-87-3 (2) ③に同じ。</p> <p>⑦ 7-87-3 (2) ④に同じ。</p> <p>(3) 7-87-3 (4)に同じ。</p> <p>7-88～7-97 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置</p> <p>7-98-1～7-98-3 (略)</p> <p>7-98-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-98-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第51条の2第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項関係)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>7-88～7-97 (略)</p> <p>7-98 車線逸脱警報装置</p> <p>7-98-1～7-98-3 (略)</p> <p>7-98-4 適用関係の整理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-98-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第51条の2第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項関係)</p> <p>① 令和元年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(平成29年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)</p> <p>② 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて車両総重量が12t以下のもの(令和元年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(令和元年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)</p> <p>③ 令和元年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であつて車両総重量が22tを超えるもの(平成29年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)</p>

(略)

新旧対照表
114 / 186

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>別添 9 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1.～5.2. (略)</p> <p>5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い <u>過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数+0、-50min⁻¹ {rpm} を使用するものとする。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>別添 10 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 試験機器等の調整等</p> <p>3.1. (略)</p> <p>3.2. マイクロホン 騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。 この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。 また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 排気管の開口部を複数有する自動車については次のとおり取扱うものとする。</p> <p>この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。 <u>① 二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。</u> <u>また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方(最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方)の排気管の開口部を計測の対象としてマ</u></p>	<p>別添 9 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (絶対値規制適用時)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1.～5.2. (略)</p> <p>5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い <u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであつて当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数+0、-50min⁻¹ {rpm} を使用するものとする。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>別添 10 (7-53、8-53 関係) 近接排気騒音の測定方法 (相対値規制適用時)</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 試験機器等の調整等</p> <p>3.1. (略)</p> <p>3.2. マイクロホン 騒音計のマイクロホンは、次に掲げる位置及び向きにウインドスクリーンを装着した状態で設置する。 この場合において、マイクロホンの位置とは、マイクロホンの前面の中心の位置をいう。 また、マイクロホンの向きについてその製作者が特に指示する場合はその指示による。 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。 <u>また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合は、最も後方(最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方かつ外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方)の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。</u> この場合において、排気が漏れている部位は排気管の開口部とみなす。 <u>(新設)</u></p>

新旧対照表
184 / 186

新	旧
<p>イクロホンを設置する。</p> <p><u>② ①に掲げる自動車以外の自動車にあつては、排気管の開口部を複数有し、排気管の基準点の間隔が 0.3m を超える場合又は消音器を複数有し、かつ、それぞれの消音器について排気管の開口部を有する場合は、それぞれの排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。</u> <u>また、排気管の基準点の間隔が 0.3m 以下の場合(排気管が 1 個の消音器に接続するものに限る。)は、最も後方(最も後方の排気管の開口部を複数有する場合は、その外側、最も後方、かつ、外側の排気管の開口部を複数有する場合は、その上方)の排気管の開口部を計測の対象としてマイクロホンを設置する。</u></p> <p>図 1～図 2 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1.～5.2. (略)</p> <p>5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い <u>過回転防止装置を備えた自動車であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、過回転防止装置が作動する回転数の 95%の回転数±100min⁻¹ {rpm} を使用するものとする。</u></p> <p><u>ただし、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあつては、過回転防止装置が作動する回転数を使用するものとする。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>別添 11～別添 12 (略)</p> <p>別添 13 (7-62 他関係) 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>3.1. 照明部及び反射部の測定方法 灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。 この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面上に設置し、側車付二輪自動車にあつては空車状態の自動車の運転者 1 名 (55kg) のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあつては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品(スベアタイヤを含む。)を全て装備した状態とする。</p> <p>3.1.1.～3.1.5. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>図 1～図 2 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 測定方法等 近接排気騒音の測定は次に掲げる方法により行う。</p> <p>5.1.～5.2. (略)</p> <p>5.3. 過回転防止装置を備えた自動車等の取扱い <u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであつて当該装置を容易に解除することができないものに限る。)であつて、当該装置の作動により原動機の回転数が 5.2. に定める回転数に達しないものについては、原動機の回転数を抑制する装置が作動する回転数の 95%の回転数±100min⁻¹ {rpm} を使用するものとする。</u></p> <p>6. (略)</p> <p>別添 11～別添 12 (略)</p> <p>別添 13 (7-62 他関係) 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>1.～2. (略)</p> <p>3. 照明部、個数、取付位置等の測定方法</p> <p>3.1. 照明部及び反射部の測定方法 灯火等の照明部等の上縁、下縁、最外縁等に係る取付位置の基準を実測により判定する必要がある場合には、灯火等の照明部等について、次により取扱うものとする。 この場合において、実測する自動車は、平坦かつ水平な路面上に設置し、<u>二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては空車状態の自動車の運転者 1 名 (55kg) のみ乗車した状態とし、それ以外の自動車にあつては乗車人員又は積載物品を乗車又は積載せず、かつ、燃料、冷却水及び潤滑油の全量を搭載し、自動車製作者が定める工具及び付属品(スベアタイヤを含む。)を全て装備した状態とする。</u></p> <p>3.1.1.～3.1.5. (略)</p>

新旧対照表
185 / 186

審査事務規程の一部改正について（第35次改正）

1. 改正概要

(1) 自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の幅を測定する際に、安全運転支援のための検知装置等を含めないこととします。[7-2]
 - オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.5tから3.5t以下の乗用自動車（乗車定員10人以上のものを除く。）を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-30]
【適用時期】 新型車：令和5年9月1日 継続生産車：令和11年9月1日
 - 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面の高さにかかわらず適用します。[7-23、7-26、7-31]
【適用時期】 新型車：令和4年7月5日 継続生産車：令和6年7月5日
 - フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量2.8tから3.5t以下の貨物自動車を追加します。[6-23、6-25、6-26、7-23、7-25、7-26、7-29]
【適用時期】 新型車：令和9年9月1日 継続生産車：令和11年9月1日
 - 専ら乗用の用に供する乗車定員11人未満の自動車及び車両総重量3.5t以下の貨物自動車には、協定規則第153号の技術的な要件を適用することとします。[6-23、7-23、7-25、7-26]
【適用時期】 新型車：令和4年9月1日 継続生産車：令和6年9月1日
 - 自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムの基準について、自動運行装置を備える自動車以外にも適用します。[7-27、8-27]
- ② テスタ等による審査について、新設の第9章「テスタ等による機能維持確認」に集約
 - 機能維持の確認をテスタ等により行う場合について、各装置に規定されていた基準を一つの章に整理することにより明確化します。[第9章]
- ③ 並行輸入自動車の事前審査書面等の明確化等について [別添3]
 - 技術基準等宣言書により適合性証明範囲の明確化
 - WVTA ラベル等の審査の厳格化
 - 技術基準等の適合性を証する書面の統一化
 - 「指定自動車等と関連」と判断するための資料についての明確化
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

(2) 自動車の型式の指定等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 別添1（試験規程（TRIAS））の新規追加及び一部改正を行います。

【細目告示に新たに採択された協定規則に対応した TRIAS の追加（4 項目）】

- | | | |
|-----|---------------------|--|
| (1) | TRIAS 17(2)-R155-01 | サイバーセキュリティシステム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.3.（7.3.1.を除く。）に限る。）） |
| (2) | TRIAS 17(2)-R156-01 | プログラム等改変システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.2.に限る。）） |
| (3) | TRIAS 99-R155-01 | サイバーセキュリティ業務管理システム試験（協定規則第 155 号（同規則の規則 7.2.に限る。）） |
| (4) | TRIAS 99-R156-01 | プログラム等改変業務管理システム試験（協定規則第 156 号（同規則の規則 7.1.に限る。）） |

【反射器類の協定規則の法規簡素化（反射器の種類ごとに UN 規則が分かれていたものを R150 に統合）に伴い、当該規則に対応した TRIAS の新規追加（3 項目）】

- | | | |
|-----|---------------------|----------------------------|
| (5) | TRIAS 35-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（前部反射器）） |
| (6) | TRIAS 35(2)-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（側方反射器）） |
| (7) | TRIAS 38-R150-01 | 再帰反射試験（協定規則第 150 号（後部反射器）） |

【細目告示に既に採用されている協定規則の改訂に伴う一部改正（4 項目）】

- | | | |
|------|------------------------|-----------------------------------|
| (8) | TRIAS 18-R094-04 | オフセット衝突時の乗員保護試験（協定規則第 94 号） |
| (9) | TRIAS 18-R095-03 | 側面衝突時の乗員保護試験（協定規則第 95 号） |
| (10) | TRIAS 18-R137(1)-03 | 前面衝突時の乗員保護及び燃料漏れ防止試験（協定規則第 137 号） |
| (11) | TRIAS 18(2)-R058(2-04) | 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（車両）） |

【付表等についての誤記修正および様式の見直し（7 項目）】

- | | | |
|------|------------------------|------------------------------------|
| (12) | TRIAS 08-003-02 | 燃料消費率試験（重量車） |
| (13) | TRIAS 09-R142-01 | 自動車に取り付けられる空気入ゴムタイヤ試験（協定規則第 142 号） |
| (14) | TRIAS 10-R121-02 | 操作装置及び表示装置試験（協定規則第 121 号） |
| (15) | TRIAS 18(2)-R058(1)-01 | 突入防止装置試験（協定規則第 58 号（単品）） |
| (16) | TRIAS 31-J044GTR002-01 | 二輪車排出ガス試験（世界統一技術規則第 2 号（WMTC）） |
| (17) | TRIAS 32-J052R048-04 | 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置試験 |
| (18) | TRIAS 44-R046(1)-01 | 後写鏡等試験（協定規則第 46 号） |

② 別表 2（外国の試験機関）について、TÜV NORD（ドイツ）や UTAC（フランス）等の試験項目の指定の追加等に伴い、所要の改正を行います。

③ その他、TRIAS の新規追加等に伴い、所要の改正を行います。

2. 関係する省令等

- ・道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省令第 100 号）
- ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 2 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1577 号）

3. 施行日（予定）

令和 3 年 4 月 1 日

（ただし、1.（1）③については令和 3 年 6 月 30 日まで従前規定とする経過措置を規定）

新旧対照表主要部分抜粋

別添

「審査事務規程」(平成28年4月1日規程第2号)第35次改正新旧対照表(その1)

令和3年3月29日改正

新	旧																																																																					
独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程																																																																					
目次(略)	目次(略)																																																																					
第1章 総則	第1章 総則																																																																					
1-1~1-2(略)	1-1~1-2(略)																																																																					
1-3 用語の定義	1-3 用語の定義																																																																					
この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。	この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>し</td> <td>周辺監視装置</td> <td>自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>側面周辺監視装置</td> <td>次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。 ① 側方衝突警報装置 ② 周辺監視装置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>UN R153</td> <td>後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>UN R155</td> <td>サイバーセキュリティシステムに係る協定規則をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>UN R156</td> <td>プログラム等変更システムに係る協定規則をいう。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>UN R157</td> <td>高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則をいう。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	し	周辺監視装置	自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。	(略)	(略)	(略)	そ	側面周辺監視装置	次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。 ① 側方衝突警報装置 ② 周辺監視装置	(略)	(略)	(略)	ウ	UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則をいう。		UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則をいう。		UN R156	プログラム等変更システムに係る協定規則をいう。		UN R157	高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則をいう。	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>用語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>し</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>そ</td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(新設)</td> <td>(新設)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分類	用語	内容	(略)	(略)	(略)	し	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	そ	(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)	ウ	(略)	(略)		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)		(新設)	(新設)	(略)	(略)	(略)
分類	用語	内容																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
し	周辺監視装置	自動車の周囲の状況の検知又は監視を行い、運転者に対し当該状況に係る情報の提供又は当該自動車の制御を行う装置をいう。																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
そ	側面周辺監視装置	次に掲げる装置であって車体の側面に取付けられるものをいう。 ① 側方衝突警報装置 ② 周辺監視装置																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
ウ	UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協定規則をいう。																																																																				
	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定規則をいう。																																																																				
	UN R156	プログラム等変更システムに係る協定規則をいう。																																																																				
	UN R157	高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則をいう。																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
分類	用語	内容																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
し	(新設)	(新設)																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
そ	(新設)	(新設)																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
ウ	(略)	(略)																																																																				
	(新設)	(新設)																																																																				
	(新設)	(新設)																																																																				
	(新設)	(新設)																																																																				
	(新設)	(新設)																																																																				
(略)	(略)	(略)																																																																				
1-3-1(略)	1-3-1(略)																																																																					
1-4~1-6(略)	1-4~1-6(略)																																																																					
第2章~第3章(略)	第2章~第3章(略)																																																																					
第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法	第4章 自動車の検査等に係る審査の実施方法																																																																					

新旧対照表
1 / 304

新	旧
6-103 車両接近通報装置	6-98の2 車両接近通報装置
7-103の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。	7-98の2の規定によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。
(1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S2の6.に定める基準	(1) 自動車に備える車両接近通報装置については、UN R138-01-S1の6.に定める基準
6-104~6-107(略)	6-98の3~6-100(略)
6-108 欠番	(新設)
6-109~6-125(略)	6-101~6-116(略)
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
7-1(略)	7-1(略)
7-2 長さ、幅及び高さ	7-2 長さ、幅及び高さ
7-2-1 テスタ等による審査	7-2-1 テスタ等による審査
(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-2で定めるものについては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係)	(1) 自動車は、次に定める状態で巻尺等その他適切な方法により審査したときに、長さ(セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)12m(セミトレーラのうち7-2-2で定めるものについては、13m)、幅2.5m、高さ3.8mを超えてはならない。(保安基準第2条第1項関係、細目告示第6条第1項関係、細目告示第84条第1項関係)
①~③(略)	①~③(略)
④ 車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置、側面周辺監視装置(7-2-1(3)に定める突出量を超えないものに限る。)及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係)	④ 車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置、7-100に規定する鏡その他の装置及びたわみ式アンテナについては、これらの装置を取外した状態。 この場合において、車体外に取付けられた側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置は、当該装置に取付けられた灯火器及び反射器を含むものとする。(細目告示第6条第1項第4号関係、細目告示第84条第1項第4号関係)
⑤(略)	⑤(略)
(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。)とする。(細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係)	(2) 自動車の長さ、幅及び高さは、(1)の状態の自動車を基準面に置き、巻尺等を用いて次に掲げる寸法を測定した値(単位はcmとし、1cm未満は切り捨てるものとする。)とする。(細目告示第6条第2項関係、細目告示第84条第2項関係)
①(略)	①(略)
② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)]を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離	② 幅については、自動車の最も側方にある部分〔大型特殊自動車以外の自動車に備えられる回転するタイヤ、ディスクホイール及びこれに付随して回転する部分並びに7-87に規定される装置のうち自動車の両側面に備える方向指示器(大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。)]を除く。〕を基準面に投影した場合において、車両中心線と直交する直線に平行な方向の距離
③(略)	③(略)

新旧対照表
12 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(3) 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態、後写鏡、後方等確認装置、7-107に規定する鏡その他の装置及び側面周辺監視装置にあっては、取付けられた状態で測定するものとし、この場合において、それぞれ次に定める突出量の範囲内で突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項及び第5項関係、細目告示第84条第4項及び第5項関係)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>① 外開き式の窓、換気装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-107に規定する鏡その他の装置にあっては、自動車の最外側から250mm未満及び自動車の高さから300mm未満 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mm以下</p> <p>② 側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)を備える自動車にあっては、その自動車の両最外側からの側面周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下 ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。</p> <p>③ ②に掲げる自動車以外の自動車にあっては、その自動車の両最外側からの周辺監視装置の突出量の合計が100mm以下 ただし、側面周辺監視装置の全てを取り付けた状態の自動車を測定した場合における自動車の幅が2.5mを超えない場合は、適用しない。</p> <p>7-2-2~7-2-6 (略)</p> <p>7-3~7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第4項関係、細目告示第90条第2項関係) ①~⑤ (略)</p>	<p>(3) 外開き式の窓及び換気装置、側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)、後写鏡、後方等確認装置並びに7-100に規定する鏡その他の装置は、次に定める状態で測定するものとし、この場合において、これらの装置(側方衝突警報装置を除く。)にあっては、その自動車の最外側から250mm以上、その自動車の高さから300mm以上、側方衝突警報装置(検知センサー及び検知センサー附属品に限る。)にあっては、その自動車の最外側から100mmを超えて突出してはならない。 ただし、その自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する牽引自動車の後写鏡及び後方等確認装置に限り、被牽引自動車の最外側から250mmまで突出することができる。(保安基準第2条第2項関係、細目告示第6条第4項関係、細目告示第84条第4項関係)</p> <p>① 外開き式の窓及び換気装置にあっては、開放した状態 ② 側方衝突警報装置、後写鏡、後方等確認装置及び7-100に規定する鏡その他の装置にあっては、取付けられた状態 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>7-2-2~7-2-6 (略)</p> <p>7-3~7-11 (略)</p> <p>7-12 操縦装置 7-12-1 性能要件 7-12-1-1 (略) 7-12-1-2 書面等による審査 (1) 自動車(7-12-1-1(1)の自動車、二輪自動車及び被牽引自動車を除く。)に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、書面等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(細目告示第12条第2項関係、細目告示第90条第2項関係) ①~⑤ (略)</p>

新旧対照表
13 / 304

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>7-19-8-2-2~7-19-8-2-3 (略) 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係)</p> <p>7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 テスタ等による審査 (1) 9-3の規定による。 (2) (略)</p> <p>7-19-9-2-2~7-19-9-2-3 (略) 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①~②</p> <p>7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 テスタ等による審査 (削除)</p> <p>(1) 9-3の規定による。 (2) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて(1)の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ①~④ (略)</p> <p>7-19-10-2-2 視認等による審査 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1(2)②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに7-19-10-2-1(2)③及び7-19-10-2-3(3)②の基準は適用しない。 ①~③ (略)</p> <p>7-19-10-2-3 (略)</p> <p>7-20 衝突被害軽減制御装置 7-20-1 整備要件 (1) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5tを超える</p>	<p>(2) (略)</p> <p>7-19-8-2-2~7-19-8-2-3 (略) 7-19-9 従前規定の適用⑤ 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第1項第5号、第6号及び第7号関係)</p> <p>7-19-9-1 (略) 7-19-9-2 性能要件 7-19-9-2-1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、7-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。 (2) (略)</p> <p>7-19-9-2-2~7-19-9-2-3 (略) 7-19-10 従前規定の適用⑥ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。 ①~②</p> <p>7-19-10-1 (略) 7-19-10-2 性能要件 7-19-10-2-1 テスタ等による審査 (1) 制動装置は、走行中の自動車の減速及び停止、停止中の自動車の停止状態の保持等に係る制動性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合するものでなければならない。 (2) 制動装置は、7-15-2-1(2)の基準に適合するものでなければならない。 (3) 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 この場合において、ブレーキ・テスタを用いて(2)の基準に適合している制動装置は、②から④までの基準に適合するものとする。 ①~④ (略)</p> <p>7-19-10-2-2 視認等による審査 (1)~(2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる被牽引自動車の主制動装置は、7-19-10-2-1(3)②の基準にかかわらず、慣性制動装置とすることができる。 この場合において、平成25年8月30日付け国土交通省告示第826号による改正前の細目告示別添15「トレーラの制動装置の技術基準」に定める基準並びに7-19-10-2-1(3)③及び7-19-10-2-3(3)②の基準は適用しない。 ①~③ (略)</p> <p>7-19-10-2-3 (略)</p> <p>(新設) ※7-15及び7-17から移動</p>

新旧対照表
39 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>ものの制動装置には、7-20-2-2 (1) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第15条第7項、細目告示第93条第8項、適用関係告示第9条第44項関係)</p> <p>① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であって、車軸の数が4を超えるもの</p> <p>(2) 専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が3.5t以下のものの制動装置には、7-20-2-2 (2) に定める衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。(細目告示第15条第8項、細目告示第93条第9項関係)</p> <p>① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</p> <p>7-20-2 性能要件 7-20-2-1 視認等による警告 衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第171条第8項、第9項関係)</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。 この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警告するものであること。</p> <p>7-20-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(細目告示第15条第7項、第8項、細目告示第93条第8項、第9項、適用関係告示第9条第44項関係)</p> <p>(1) 7-20-1 (1) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 7-20-1 (2) に定める自動車の制動装置に備える衝突被害軽減制動制御装置は、UN R152-01-S1の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>(3) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改</p>	

新旧対照表
40 / 304

新	旧																				
<p>造、損傷等のないものは、(1)又は(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-3 欠番 7-20-4 適用関係の整理 (1) 次に掲げる自動車については、7-20-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第9条第18項、第19項、第20項、第21項、第22項、第23項、第39項、第42項、第53項関係)</p> <p>① 表1の「区分」に該当する自動車であって、「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">専ら乗用の用に供する乗車</td> <td style="width: 40%;">車両総重量5t超</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">H25.1.26</td> </tr> <tr> <td>定員10人以上の自動車</td> <td>車両総重量5t以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H26.2.12</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量8t超</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H24.3.31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量3.5t超8t以下</td> <td></td> <td style="text-align: center;">H26.2.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 表2の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>③ 表2の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車(衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更</p>	区分			製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車	車両総重量5t超		H25.1.26	定員10人以上の自動車	車両総重量5t以下		H26.2.12	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量8t超		H24.3.31		車両総重量3.5t超8t以下		H26.2.12	
区分			製作年月日																		
専ら乗用の用に供する乗車	車両総重量5t超		H25.1.26																		
定員10人以上の自動車	車両総重量5t以下		H26.2.12																		
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量8t超		H24.3.31																		
	車両総重量3.5t超8t以下		H26.2.12																		

新旧対照表
41 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧															
<p>がないもの。</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 表2の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>⑤ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>〔表2〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等 年月日</th> <th style="text-align: center;">製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td>R3.10.31</td> <td>R7.11.30</td> </tr> <tr> <td>自動車（輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td>R6.6.30</td> <td>R8.6.30</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する軽自動車</td> <td>R3.10.31</td> <td>R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-20-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第18項、19項、20項、21項、22項、23項、第39項、第42項関係）</p> <p>① 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <p>④ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p>	区分	指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの	R3.10.31	R7.11.30	自動車（輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）			輸入自動車	R6.6.30	R8.6.30	貨物の運送の用に供する軽自動車	R3.10.31	R9.8.31	
区分	指定等 年月日	製作 年月日														
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの	R3.10.31	R7.11.30														
自動車（輸入自動車及び貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）																
輸入自動車	R6.6.30	R8.6.30														
貨物の運送の用に供する軽自動車	R3.10.31	R9.8.31														

新旧対照表
42 / 304

新	旧																					
<p>検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等 年月日</th> <th style="text-align: center;">製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>H26.10.31 H29.8.31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量12t以下</td> <td>R1.10.31 R3.10.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H26.10.31 H29.8.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H28.10.31 H30.10.31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H30.10.31 R3.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）</td> <td>H26.10.31 H30.8.31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量8t超13t以下</td> <td>H30.10.31 R3.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5t超8t以下</td> <td>R1.10.31 R3.10.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-20-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項関係）</p> <p>① 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p>	区分	指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの	車両総重量12t超	H26.10.31 H29.8.31 【注】	車両総重量12t以下	R1.10.31 R3.10.31	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26.10.31 H29.8.31	車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28.10.31 H30.10.31 【注】	車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30.10.31 R3.10.31	車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26.10.31 H30.8.31 【注】	車両総重量8t超13t以下	H30.10.31 R3.10.31	車両総重量3.5t超8t以下	R1.10.31 R3.10.31	
区分	指定等 年月日	製作 年月日																				
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のもの	車両総重量12t超	H26.10.31 H29.8.31 【注】																				
	車両総重量12t以下	R1.10.31 R3.10.31																				
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26.10.31 H29.8.31																				
	車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28.10.31 H30.10.31 【注】																				
	車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30.10.31 R3.10.31																				
	車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26.10.31 H30.8.31 【注】																				
	車両総重量8t超13t以下	H30.10.31 R3.10.31																				
	車両総重量3.5t超8t以下	R1.10.31 R3.10.31																				

新旧対照表
43 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新		旧																			
<p>③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <p>④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等 年月日</th> <th>製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの</td> <td>車両総重量 12t 超</td> <td>H29. 10. 31</td> <td>R1. 10. 31 【注】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量 22t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H29. 10. 31</td> <td>R1. 10. 31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 20t 超 22t 以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td>H30. 10. 31</td> <td>R2. 10. 31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 13t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)</td> <td>H30. 10. 31</td> <td>R2. 10. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。</p>		区分		指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの	車両総重量 12t 超	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】	車両総重量 20t 超 22t 以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30. 10. 31	R2. 10. 31	車両総重量 13t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)	H30. 10. 31	R2. 10. 31		
区分		指定等 年月日	製作 年月日																		
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人以上のもの	車両総重量 12t 超	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】																		
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 22t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29. 10. 31	R1. 10. 31 【注】																		
	車両総重量 20t 超 22t 以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30. 10. 31	R2. 10. 31																		
	車両総重量 13t 超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)	H30. 10. 31	R2. 10. 31																		
<p>(4) 次に掲げる自動車については、7-20-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 9 条第 56 項関係）</p> <p>① 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、</p>																					

新旧対照表
44 / 304

新		旧															
<p>動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のものの</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>指定等 年月日</th> <th>製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの</td> <td>自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）</td> <td>R6. 6. 30</td> <td>R7. 11. 30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物の運送の用に供する軽自動車</td> <td>R6. 6. 30</td> <td>R9. 8. 31</td> </tr> </tbody> </table>		区分		指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	R6. 6. 30	R7. 11. 30		貨物の運送の用に供する軽自動車	R6. 6. 30	R9. 8. 31				
区分		指定等 年月日	製作 年月日														
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車（貨物の運送の用に供する軽自動車を除く。）	R6. 6. 30	R7. 11. 30														
	貨物の運送の用に供する軽自動車	R6. 6. 30	R9. 8. 31														
<p>7-20-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 9 条第 18 項、第 19 項、第 20 項、第 21 項、第 22 項、第 23 項、第 39 項、第 42 項、第 53 項関係）</p> <p>① 表 1 の「区分」に該当する自動車であつて、「製作年月日」以前に製作された自動車</p> <p>「表 1」</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車</td> <td>車両総重量 5t 超</td> <td>H25. 1. 26</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量 5t 以下</td> <td>H26. 2. 12</td> </tr> <tr> <td>車両総重量 8t 超</td> <td>H24. 3. 31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両総重量 3.5t 超 8t 以下</td> <td>H26. 2. 12</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 表 2 の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>③ 表 2 の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前</p>				区分		製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 5t 超	H25. 1. 26	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 5t 以下	H26. 2. 12	車両総重量 8t 超	H24. 3. 31		車両総重量 3.5t 超 8t 以下	H26. 2. 12
区分		製作年月日															
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車	車両総重量 5t 超	H25. 1. 26															
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量 5t 以下	H26. 2. 12															
	車両総重量 8t 超	H24. 3. 31															
	車両総重量 3.5t 超 8t 以下	H26. 2. 12															

新旧対照表
45 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧												
<p>の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>④ 表2の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>⑤ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等 年月日</th> <th style="text-align: center;">製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td>R3.10.31</td> <td>R7.11.30</td> </tr> <tr> <td>輸入自動車</td> <td>R6.6.30</td> <td>R8.6.30</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する軽自動車</td> <td>R3.10.31</td> <td>R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-20-5-1 装備要件 なし。</p> <p>7-20-6 従前規定の適用② 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第18項、19項、20項、21項、22項、23項、第39項、第42項関係）</p> <p>① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車</p>	区分	指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	R3.10.31	R7.11.30	輸入自動車	R6.6.30	R8.6.30	貨物の運送の用に供する軽自動車	R3.10.31	R9.8.31	
区分	指定等 年月日	製作 年月日											
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの	R3.10.31	R7.11.30											
輸入自動車	R6.6.30	R8.6.30											
貨物の運送の用に供する軽自動車	R3.10.31	R9.8.31											

新旧対照表
46 / 304

新	旧																							
<p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <p>④ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等 年月日</th> <th style="text-align: center;">製作 年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</td> <td>車両総重量12t超</td> <td>H26.10.31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量12t以下</td> <td>R1.10.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H26.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H28.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）</td> <td>H30.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）</td> <td>H26.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量8t超13t以下</td> <td>H30.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量3.5t超8t以下</td> <td>R1.10.31</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3.10.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。</p> <p>7-20-6-1 装備要件 自動車には、衝突被害軽減制御装置を備えることができる。</p> <p>7-20-6-2 性能要件</p> <p>7-20-6-2-1 視認等による審査 衝突被害軽減制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 衝突被害軽減制御装置の作動中、確実に機能するものであること。 この場合において、衝突被害軽減制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p>	区分	指定等 年月日	製作 年月日	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	車両総重量12t超	H26.10.31 【注】	車両総重量12t以下	R1.10.31	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26.10.31	車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28.10.31	車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30.10.31	車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26.10.31	車両総重量8t超13t以下	H30.10.31	車両総重量3.5t超8t以下	R1.10.31		R3.10.31	
区分	指定等 年月日	製作 年月日																						
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	車両総重量12t超	H26.10.31 【注】																						
	車両総重量12t以下	R1.10.31																						
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H26.10.31																						
	車両総重量20t超22t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H28.10.31																						
	車両総重量13t超20t以下 （第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）	H30.10.31																						
	車両総重量13t超 （第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）	H26.10.31																						
	車両総重量8t超13t以下	H30.10.31																						
	車両総重量3.5t超8t以下	R1.10.31																						
		R3.10.31																						

新旧対照表
47 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p> <p>7-20-6-2-2 書面等による審査</p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5tを超えるものの制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、書面その他適切な方法により審査したときに、(1)又は(2)の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ただし、次に掲げる自動車にあってはこの限りでない。</p> <p>① 高速道路等において運行しない自動車</p> <p>② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車</p> <p>③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</p> <p>④ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(1) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00の5.及び6.、UN R131-01-S2の5.及び6.又は平成25年11月12日付け国土交通省告示第1100号による改正前の細目告示別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものうち、車両総重量が5tを超えるもの</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が8tを超えるもの</p> <p>(2) 次に掲げる自動車の制動装置に衝突被害軽減制動制御装置を備える場合にあっては、UN R131-00の5.及び6.又はUN R131-01-S2の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のものうち、車両総重量が5t以下のもの</p> <p>② 貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超え、8t以下のもの</p> <p>(3) 次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、(1)又は(2)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-7 従前規定の適用③</p>	

新旧対照表
48 / 304

新	旧													
<p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第38項、第40項、第41項、第43項関係）</p> <p>① 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 次表の「区分」に該当する自動車であって、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車又は輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がない自動車</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <p>④ 表2の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの（「製作年月日」に【注】を付した自動車を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">指定等年月日</th> <th style="text-align: center;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</td> <td style="text-align: center;">H29.10.31</td> <td style="text-align: center;">R1.10.31 【注】</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物の運送の用に供する自動車</td> <td>車両総重量22t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">H29.10.31 R1.10.31 【注】</td> </tr> <tr> <td>車両総重量20t超22t以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)</td> <td style="text-align: center;">H30.10.31 R2.10.31</td> </tr> <tr> <td>車両総重量13t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)</td> <td style="text-align: center;">H30.10.31 R2.10.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注】：出荷検査証による保安基準適用年月日の判定ができない自動車であることを示す。</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	H29.10.31	R1.10.31 【注】	貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29.10.31 R1.10.31 【注】	車両総重量20t超22t以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30.10.31 R2.10.31	車両総重量13t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)	H30.10.31 R2.10.31	
区分	指定等年月日	製作年月日												
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの	H29.10.31	R1.10.31 【注】												
貨物の運送の用に供する自動車	車両総重量22t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H29.10.31 R1.10.31 【注】												
	車両総重量20t超22t以下 (第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)	H30.10.31 R2.10.31												
	車両総重量13t超 (第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)	H30.10.31 R2.10.31												

新旧対照表
49 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>7-20-7-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5tを超えるものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① 高速道路等において運行しない自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ③ 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車 ④ 指定自動車等以外の貨物の運送の用に供する自動車であつて、車軸の数が4を超えるもの</p> <p>7-20-7-2 性能要件 7-20-7-2-1 視認等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。 この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。 (2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p> <p>7-20-7-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R131-00の5.及び6.に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車に備える衝突被害軽減制動制御装置にあつては、この限りでない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であつて、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-20-8 従前規定の適用④ 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第9条第56項関係）</p>	

新旧対照表
50 / 304

新	旧									
<p>① 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 次表の「区分」に該当する自動車であつて、「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車のうち次に掲げるもの ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。） イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車（衝突被害軽減制動制御装置に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの。 ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 次表の「区分」に該当する新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が「製作年月日」以前のもの ④ 次表の「区分」に該当する使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 30%;">指定等年月日</th> <th style="width: 30%;">製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの</td> <td>R6.6.30</td> <td>R7.11.30</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送の用に供する軽自動車</td> <td>R6.6.30</td> <td>R9.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-20-8-1 装備要件 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量が3.5t以下のものの制動装置には、衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。 ただし、次に掲げる自動車にあつてはこの限りでない。 ① 車両前部に特殊な装備を有する道路維持作業用自動車 ② 車両前部に特殊な装備を有する緊急自動車</p> <p>7-20-8-2 性能要件 7-20-8-2-1 視認等による審査</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの	R6.6.30	R7.11.30	貨物の運送の用に供する軽自動車	R6.6.30	R9.8.31	
区分	指定等年月日	製作年月日								
専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの	R6.6.30	R7.11.30								
貨物の運送の用に供する軽自動車	R6.6.30	R9.8.31								

新旧対照表
51 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>衝突被害軽減制動制御装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。 この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>(2) 衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p> <p>7-20-8-2-2 書面等による審査 衝突被害軽減制動制御装置は、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R152-00 の 5.及び 6.に適合するものでなければならない。 この場合において、次に掲げる衝突被害軽減制動制御装置であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた衝突被害軽減制動制御装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置</p> <p>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-21-1 性能要件 7-21-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ① (略) ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 (2) ③に掲げる基準に適合するものにあつてはこの限りでない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) ③～④ (略)</p> <p>7-21-1-2 (略) 7-21-2～7-21-8 (略) 7-21-9 従前規定の適用⑤</p>	<p>7-20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置 7-20-1 性能要件 7-20-1-1 視認等による審査 (1) (略) (2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。 ① (略) ② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザーその他の装置を備えたものであること。 ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 (3) ③に掲げる基準に適合するものにあつてはこの限りでない。(細目告示第 16 条第 2 項関係、細目告示第 94 条第 2 項関係) ③～④ (略)</p> <p>7-20-1-2 (略) 7-20-2～7-20-8 (略) 7-20-9 従前規定の適用⑤</p>

新旧対照表
52 / 304

新	旧
<p>心線に平行な水平距離が 420mm 以上の位置</p> <p>② 7-26-1-2 (4) ②に同じ。 ③ 7-26-1-2 (4) ③に同じ。</p> <p>7-27 サイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システム 7-27-1 性能要件 (書面等による審査) (1) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能 (当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。) を有しない被牽引自動車を除く。) の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 3 項関係、細目告示第 21 条第 3 項、第 99 条第 3 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項関係) ① 自動運行装置を備える自動車の電気装置は UN R155-00 の 7.3. (7.3.1. を除く。) に適合するものであること。 ② 自動運行装置を備えない自動車 (指定自動車等に限る。) の電気装置は、UN R155-00 の 7.3. (7.3.1. を除く。) に適合するものであること。 ただし、型式等の認証時に備えられたサイバーセキュリティシステムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。 ③ 自動運行装置を備えない自動車 (指定自動車等以外の自動車に限る。) の電気装置については、サイバーセキュリティシステムに係る基準を適用しない。 (2) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。(細目告示第 99 条第 4 項関係) ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 (3) 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能 (当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。) を有しない被牽引自動車を除く。) の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 17 条の 2 第 4 項関係、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項関係、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項関係)</p>	<p>(新設)</p>

新旧対照表
108 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>① 自動運行装置を備える自動車の電気装置はUN R156-00の7.2.に適合するものであること。</p> <p>② 自動運行装置を備えない自動車（指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有するものに限る。）の電気装置は、UN R156-00の7.2.に適合するものであること。</p> <p>ただし、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあっては、当該基準を適用しない。</p> <p>③ 自動運行装置を備えない自動車（次に掲げる自動車に限る。）の電気装置については、プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。</p> <p>ア 指定自動車等であって、プログラム等を改変する機能を有しないもの</p> <p>イ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>(4) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第99条第6項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>7-27-2 欠番 7-27-3 欠番 7-27-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、7-27-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第24項関係）</p> <p>① 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>(4) 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車で</p>	

新旧対照表
109 / 304

新	旧
<p>あって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年6月30日以前のもの</p> <p>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年6月30日以前のもの</p> <p>② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第99条の3第1項第1号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和5年12月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>(7) 令和5年12月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>(4) 令和6年1月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和5年12月31日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年4月30日以前のもの</p> <p>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和8年4月30日以前のもの</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>[自動運行装置を備える自動車の従前規定] (2) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第14条第22項、第25項関係）</p> <p>① 令和4年6月30日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和4年7月1日から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和4年6月30日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>イ 令和4年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p>	

新旧対照表
110 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>〔自動運行装置を備えない自動車の従前規定〕</p> <p>7-27-5 従前規定の適用①</p> <p>自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 24 項関係）</p> <p>① 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 7 月 1 日）から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>（イ）令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>（ロ）令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 7 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車</p> <p>イ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>（イ）令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>（ロ）令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸</p>	

新旧対照表
111 / 304

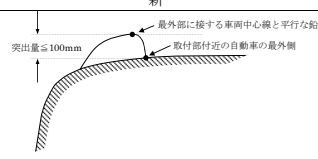
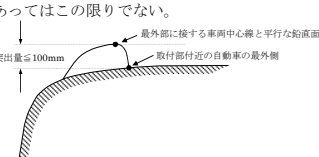
新	旧
<p>入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p>エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの</p> <p>③ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>7-27-5-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>なし。</p> <p>〔自動運行装置を備える自動車の従前規定〕</p> <p>7-27-6 従前規定の適用②</p> <p>自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係）</p> <p>① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車</p> <p>② 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車</p> <p>イ 令和 4 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの</p> <p>7-27-6-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、サイバーセキュリティを確保できるものとして、性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、令和 2 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 788 号による改正前の細目告示別添 120「サイバーセキュリティシステムの技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備</p>	

新旧対照表
112 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧
<p>えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づきサイバーセキュリティシステムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサイバーセキュリティシステム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>(3) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に変更できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に適合するものでなければならない。</p> <p>(4) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置</p> <p>7-28 車枠及び車体 7-28-1 性能要件（視認等による審査） (1)～(4) (略) (5) 自動車の窓、乗降口等のとびらを閉鎖した状態において、次のいずれかに該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合しないものとする。 なお、平成22年3月31日以前に製作された自動車であって、7-2-5及び7-2-6の基準を適用したものにあっては、⑩の規定は適用しない。(細目告示第22条第4項関係、細目告示第100条第4項関係、適用関係告示第15条第12項関係) ①～⑨ (略) ⑩ 方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）が自動車の幅から突出しているものであって、最外部に接する車両中心線と平行な鉛直面とその取付部附近の自動車の最外側との距離が100mmを超えて突出しているもの</p>	<p>① 当該装置が車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であってその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が5mm未満であってその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(6)～(10) (略) 7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面における座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車 (削除) ② 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p>

新旧対照表
113 / 304

新	旧
 <p>① 方向指示器のうち自動車の両側面に備える方向指示器（大型貨物自動車等の両側面の中央部に備えるものを除く。）又は高さ2m以下に取付けられた側面周辺監視装置が自動車の幅から突出しているものであって、車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(6)～(10) (略) 7-28-2～7-28-7 (略)</p> <p>7-29 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-29-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面における座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S3の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係) ① 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車 (削除) ② 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車</p>	 <p>① 当該装置が車体に取付けられた状態で直径100mmの球体が接触する範囲であつてその外部表面の曲率半径が2.5mm未満の突起を有するもの。 ただし、突出量が5mm未満であつてその外向きの端部に丸みが付けられているもの、突出量が1.5mm未満のもの、突起の硬さが60ショア(A)以下のものにあつてはこの限りでない。</p> <p>(6)～(10) (略) 7-26-2～7-26-7 (略)</p> <p>7-27 フルラップ前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-27-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面における座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R137-01-S2の5。（5.2.6.から5.2.8.を除く。）及び6.に適合するものでなければならない。 この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第18条第2項関係、細目告示第22条第8項関係、細目告示第100条第8項関係、適用関係告示第15条第28項関係) ① 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員11人以上のもの ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量2.8tを超えるもの</p>

新旧対照表
114 / 304

新旧対照表主要部分抜粋

新	旧		
<p>であればよい。(適用関係告示第20条第24項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08-S1 (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>7-44-13-1 (略)</p> <p>7-44-13-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>[UN R14-09-S1の旧シリーズ適用]</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>7-45 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-45-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08-S1の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-08-S1の15.4.2.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-45-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 座席ベルトの非装着時警報装置の審査については、(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる審査方法とすることができる。</p> <p>① 次に掲げる書面又は表示によりUN R16-06以降の基準に適合していることが確認できるものであればよい。</p> <p>ア COCペーパー</p> <p>イ WVA ラベル又はプレート</p> <p>ウ 認可証(当該装置に係るものに限る。)</p> <p>エ 車両データプレート内又はその近くに表示されているⓐマーク</p> <p>オ 自動車製作者が発行した適合証明書</p> <p>② その他適切な書面により警報装置の構造が明らかなものあっては、アの構造</p>	(略)	<p>であればよい。(適用関係告示第20条第24項関係)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 令和4年9月1日以降に製作された自動車のうち、令和4年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルトに係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、UN R16-08 (8.1.8.に限る。)の適用を受けないもの</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>7-41-13-1 (略)</p> <p>7-41-13-2 性能要件 (書面等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>[UN R14-09の旧シリーズ適用]</p> <p>(3) ～ (12) (略)</p> <p>7-42 座席ベルト非装着時警報装置</p> <p>7-42-1 装備要件</p> <p>次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車を除く。)には、同表の右欄に掲げるその自動車の座席の座席ベルト(①から⑩までに掲げるものを除く。)が装着されていない場合に、その旨を運転者席の運転者に警報するものとして、7-42-2の基準に適合する座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない。(保安基準第22条の3第5項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>① (略)</p> <p>② UN R16-08の2.1.4.に定める座席ベルト</p> <p>③～⑨ (略)</p> <p>⑩ 次に掲げる自動車に備える座席ベルトのうち、法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席及びUN R16-08の15.4.2.に定める座席に備えるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>7-42-2 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(新設)</p>	(略)
(略)			
(略)			

新旧対照表
133 / 304

新	旧
<p>及びイ又はウのいずれかの構造に該当するものであること。</p> <p>ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車及び車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車については、アの構造に該当するものであればよい。</p> <p>ア 7-45-1の表右欄に掲げる座席の座席ベルトが装着されていない状態で電源を投入したときに、警報を発するもの</p> <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座した状態でシートベルトを装着したときに、警報を停止するもの</p> <p>ウ 全ての座席のシートベルトを装着した状態で、運転者席及びこれと並列の座席を除くいずれかの座席に着座し、当該座席のシートベルトが装着されていない状態になったときに、警報を発するもの</p> <p>7-45-3 (略)</p> <p>7-45-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-45-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第21項、第22項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和2年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 令和2年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、令和2年9月1日以降にその性能について変更のないもの</p> <p>7-45-5～7-45-6 (略)</p> <p>7-45-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第21項、第22項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和2年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 令和2年8月31日以前に法第75条の3の規定により同条第1項の指定に相当する認定その他の証明を受けた座席ベルトの非装着時警報装置を備えた自動車及び当該自動車と同一の構造を有する自動車であって、令和2年9月1日以降にその性能について変更のないもの</p> <p>7-45-7-1～7-45-7-2 (略)</p> <p>7-46 (略)</p> <p>7-47 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-47-1 (略)</p>	<p>7-42-3 (略)</p> <p>7-42-4 適用関係の整理</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 次に掲げる自動車については、7-42-7(従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第20条第21項、第22項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和2年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-42-5～7-42-6 (略)</p> <p>7-42-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第21項、第22項関係)</p> <p>① (略)</p> <p>② 令和2年9月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>7-42-7-1～7-42-7-2 (略)</p> <p>7-43 (略)</p> <p>7-44 年少者用補助乗車装置等</p> <p>7-44-1 (略)</p>

新旧対照表
134 / 304

第9章 テスタ等による機能維持確認

9-1 適用

この章の規定は、サイドスリップ・テスタ、ブレーキ・テスタ、可視光線透過率測定器、騒音計等、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器、黒煙測定器、オパシメータ、前照灯試験機、色度座標測定機器、速度計試験機を用いて審査するものに適用する。

9-2 かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）

(1) 次表に掲げる自動車に備えるかじ取装置は、かじ取車輪をサイドスリップ・テスタを用いて計測した場合の横滑り量が、走行1mについて5mmを超えてはならない。

ただし、指定自動車等の自動車製作者等がかじ取装置について安全な運行を確保できるものとして指定する横滑り量の範囲内にある場合にあつては、この限りでない。

この場合において、8-13の適用を受ける自動車以外の自動車であつて、諸元表等により審査した際に、UN R79-01以降の5.及び6.（UN R79-01にあつては5.1.6.1.を除く。）に適合することが明らかなものは、この基準に適合するものとして取扱うことができる。

対象	・四輪以上の自動車
除外	—

(2) サイドスリップ・テスタを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-3 制動装置の性能及び制動能力（ブレーキ・テスタ）

(1) 次表に掲げる自動車に備える制動装置は、ブレーキ・テスタを用いて計測した制動力が、最高速度が80km/h未満であつて車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車については②及び④、被牽引自動車については③から⑤まで、これら以外の自動車については①及び④に掲げる基準に適合しなければならない。

対象	・自動車
除外	—

この場合において、審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難な場合には、自動車検査証に記載された前軸重に55kgを加えた値を審査時車両状態における自動車の前軸重、自動車検査証に記載された後軸重の値を審査時車両状態における自動車の後軸重とみなすものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、車軸が上昇している状態についても計測するものとする。

① 主制動装置（②又は③の自動車のものを除く。）

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

(ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には3.92N/kg以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかわる制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.98N/kg以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が0.78N/kg以下であること。

イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合

(ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラが濡れている場合には40%以上）であること。

この場合において、ブレーキ・テスタのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。

(イ) 後車輪にかかわる制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の10%以上であること。

(ウ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の8%以下であること。

② 最高速度が80km/h未満であつて車両総重量が車両重量の1.25倍以下の自動車の主制動装置

ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合

- (ア) 制動力の総和を車両総重量で除した値が 3.92N/kg 以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「3.92N/kg 以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が車両総重量の 40%以上であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で前車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「40%以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ③ 被牽引自動車の主制動装置
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の和を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 4.90N/kg 以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 3.92N/kg 以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「4.90N/kg 以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差を審査時車両状態における当該車軸の軸重で除した値が 0.78N/kg 以下であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の和が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 50%以上（降雨等の天候条件によりブレーキ・テストのローラが濡れている場合には 40%以上）であること。
 この場合において、ブレーキ・テストのローラ上で当該車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、「50%以上」とみなす。
- (イ) 左右の車輪の制動力の差が審査時車両状態における当該車軸の軸重の 8%以下であること。
- ④ 主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を 2 系統以上備える場合にはうち 1 系統）
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であり、かつ、当該装置を作動させて自動車を停止状態に保持した後において、液圧、空気圧又は電気的作用を利用していないこと。
- ⑤ 被牽引自動車に備える制動装置であって、走行中、牽引自動車と分離したときに当該被牽引自動車を停止させるために自動で作動するもの
- ア 制動力の計量単位として「N」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和を審査時車両状態における自動車の重量で除した値が 1.96N/kg 以上であること。
- イ 制動力の計量単位として「kgf」を用いる場合
- (ア) 制動力の総和が審査時車両状態における自動車の重量の 20%以上であること。
- (2) ブレーキ・テストを用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-4 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える前面ガラス及び側面ガラス（運転者席より後方の部分を除く。）のうち運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線透過率が、着色フィルム等が装着（窓ガラスに一部又は全部が接触又は密着している状態を含む。）され、貼り付けられ、又は塗装されたことにより、70%を下回るおそれがあると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測するものとする。

ただし、可視光線透過率が 70%を下回ることが明らかである場合には、この限りではない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

9-5 自動車が発する騒音の大きさ（騒音計等）

次表に掲げる自動車は、騒音を多量に発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、自動車の発する騒音が、自動車に対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないと認められる自動車にあっては、この基準に適合するものとする。

この場合において、指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器（排気管等を含む。）であって、その機能を損なう損傷等のないもの又は指定自動車等が型式等の認証時から備える消音器以外の消音器（排気管等を含む。）であって、事務所等において測定したスクリーニング値が自動車に対応するそれぞれの規制値-3dB以下のものは、対応するそれぞれの規制値を超えるおそれがないものとして取扱うことができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車 ・排気管を有しない自動車 ・排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないもの

[排気騒音規制車]

- (1) 次表の「区分」に掲げる自動車であって「適用日」以前に製作されたものは、排気騒音（当該自動車の原動機が最高出力時の回転数の60%で無負荷運転されている場合に発生する、排気管の開口部から後方へ20m離れた地上高さ1.2mの位置における騒音の大きさをいう。）をdBで表した値が85dBを超えない構造でなければならない。

区分	適用日
ア 型式指定自動車	昭和46年3月31日（同日以前の型式指定自動車にあっては、同年12月31日）
イ 騒音防止装置認定自動車	昭和50年12月31日
ウ 国土交通大臣が指定する自動車（ア及びイに掲げる自動車を除く。）	昭和53年12月31日
エ アからウまでに掲げる自動車以外の二輪自動車及び側車付二輪自動車	昭和61年5月31日（輸入自動車にあっては、平成元年3月31日）
オ アからウまでに掲げる自動車以外の専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	昭和63年5月31日（輸入自動車にあっては、平成3年3月31日）
カ アからウまでに掲げる自動車以外の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	平成元年5月31日（輸入自動車にあっては、平成4年3月31日）

[平成26年又は平成28年騒音規制適用前の自動車の騒音規制]

- (2) 平成26年又は平成28年騒音規制の適用を受けない自動車（(1)に掲げる自動車を除く。）は別添9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、次表の「区分」により適用される「規制値」を超える騒音を発しない構造でなければならない。

ただし、「適用日」以前に製作された自動車にあっては、「左欄以前の規制値」を超える騒音を発しないものであればよい。

区分	規制値	適用日			左欄以前の規制値	
		国産車		輸入自動車		
		新規生産車	継続生産車他			
ア 大型特殊自動車	110	—	—	—	110	
イ 普通自動車、 小型自動車及び 軽自動車（ウ及び びエに掲げる自	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最 高出力 150kW 超	専ら乗用の用に供 する乗車定員 11人 以上の自動車 上記以外	99	H10.9.30 H11.8.31 H13.9.30 H15.8.31	H12.3.31 H15.8.31	107

動車を除く。)	車両総重量 3.5t 超かつ原動機最高出力 150kW 以下	専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（全輪駆動車を除く。）	98	H12. 9. 30	H13. 8. 31	H13. 8. 31	105
		上記以外		H13. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	
	車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下	車両総重量 1.7t 以下	97	H12. 9. 30	H14. 8. 31	H14. 8. 31	103
				H11. 9. 30	H12. 8. 31	H13. 3. 31	
ウ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（エに掲げる自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	乗車定員 7 人以上	100	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	103
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	乗車定員 7 人以上	96	H11. 9. 30	H13. 8. 31	H14. 3. 31	
		乗車定員 6 人以下		H10. 9. 30	H11. 8. 31	H12. 3. 31	
エ 二輪自動車又は側車付二輪自動車			94	H13. 9. 30	H15. 8. 31	H15. 8. 31	99

[平成 26 年騒音規制車]

- (3) 平成 26 年騒音規制の適用を受ける二輪自動車にあつては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が 94dB を超える騒音を発しない構造でなければならない。

[平成 28 年騒音規制車]

- (4) 平成 28 年騒音規制の適用を受ける使用の過程にある自動車であつて次に掲げるものは、それぞれに定める構造でなければならない。

ただし、細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器を備える自動車にあつては、別添 10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値が性能等確認済表示に記載された近接排気騒音値から 5dB を超える騒音を発しない構造であること。

- ① 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車の消音器について改造又は交換を行ったものは、別添 9「近接排気騒音の測定方法（絶対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音を dB で表した値がそれぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

区分			規制値
乗車定員 11 人以上の専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車を除く。）	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW を超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 94dB を超えないもの	99
	車両総重量が 3.5t を超え、原動機の高出力が 150kW 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 93dB を超えないもの	98
	車両総重量が 3.5t 以下のもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 92dB を超えないもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車（三輪自動車を除く。）	車両の後部に原動機を有するもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が 95dB を超えないもの	100
	車両の後部に原	自動車検査証の備考欄に記載された近	自動車検査証

	動機を有するものの以外のもの	接排気騒音値が91dBを超えるもの	備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が91dBを超えないもの	96
二輪自動車及び側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えるもの	自動車検査証備考欄記載値 +5
		自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超えないもの	94

② 次表の「区分」に掲げる自動車のうち、当該自動車に備える消音器について改造又は交換を行っていないものは、別添10「近接排気騒音の測定方法（相対値規制適用時）」により測定した近接排気騒音をdBで表した値が、それぞれ「規制値」を超える騒音を発しない構造であること。

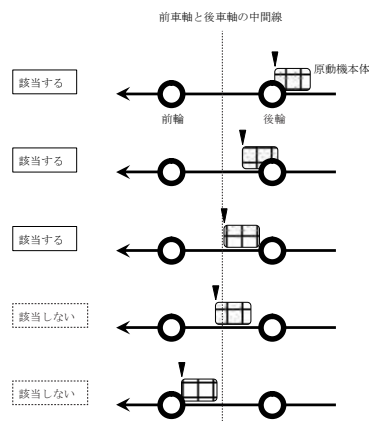
区分	規制値
自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）	自動車検査証備考欄記載値
側車付二輪自動車（使用の過程において二輪自動車から改造を行ったものに限る。）	+5

(5) (2) 及び (4) の表中「車両の後部に原動機を有するもの」とあるのは、原動機本体の前端を通り、車両中心線に垂直な平面と車両中心線との交点が、最も前方の車軸中心又は最も後方の車軸中心を含み、車両中心線に垂直な二つの平面と車両中心線とのそれぞれの交点の中心より後方にある自動車をいう。

この場合、原動機本体とは、原動機ファン、充電発電器、空気清浄器等の機関に必要な附属装置は取付け、放熱器、消音器、クラッチ、変速機等は取除いた状態をいう。

ただし、ファン、充電発電機、空気清浄器等が原動機から切り離されて別に装着されているものにあつては、それらを除いた状態とする。

(参考図)「車両の後部に原動機を有するもの」の該当判定



9-6 自動車から排出される一酸化炭素及び炭化水素の濃度（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器）

(1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の①から⑥までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	・ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車
除外	・定格出力が19kW未満又は560kW以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に

基づき判定するものとする。

① ②から⑥までに掲げる自動車以外の自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GC, GE, GF, GG, HK 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	1. 0	300

② 二輪自動車（小型自動車に限る。）又は側車付二輪自動車（小型自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H11. 9. 30 以前	H12. 8. 31 以前	H13. 3. 31 以前	なし	なし
H11	BC, BD	H11. 10. 1	H12. 9. 1	H13. 4. 1	4. 5	7800 (2サイクル) 2000 (4サイクル)
H19	EAL, EBL, ELL,	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	3. 0	1000
H28	2AL, 2BL, 2LL	H28. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	3. 0	1000
R2	8AL, 8BL, 8LL	R2. 12. 1	R4. 11. 1	R4. 11. 1	0. 5	1000

③ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GD, GF 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	2. 0	500

④ 大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
なし	なし	H19. 9. 30 以前	H20. 8. 31 以前	H20. 8. 31 以前	なし	なし
H19	EAT, EBT, ELT	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	1. 0	500

⑤ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H10. 9. 30 以前	H11. 8. 31 以前	H12. 3. 31 以前	4. 5	1200
H10 以降	GD, GF 以降	H10. 10. 1	H11. 9. 1	H12. 4. 1	2. 0	500

—	—	—	—	—	4.5	7800
---	---	---	---	---	-----	------

⑥ 原動機の構造が特殊であると国土交通大臣が認定した次表に掲げる自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	一酸化炭素 CO (%)	炭化水素 HC (ppm)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	—	—	—	4.5	3300

【対象自動車一覧：乗用自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AS280	ホンダ S500	全車種
2	ホンダ AS285	ホンダ S600	全車種
3	ホンダ AS285C	ホンダ S600 クーペ	全車種
4	ホンダ AS800	ホンダ S800	全車種
5	ホンダ AS800C	ホンダ S800 クーペ	全車種
6	ダイハツ F40K	コンパーノ・スパイダー	全車種
7	トヨタ MF10	トヨタ 2000GT	全車種
8	トヨタ RT55	トヨタ 1600GT	全車種
9	マツダ KPDA	キャロル 360	全車種
10	マツダ L10A	コスモ・スポーツ	全車種
11	マツダ L10B	コスモ・スポーツ	全車種
12	マツダ M10A	ファミリア・プレスト・ロータリー	全車種
13	マツダ S102A	サバンナ	全車種
14	マツダ S102AL	サバンナ	全車種
15	マツダ S102W	サバンナ・ワゴン	全車種
16	マツダ S124A	サバンナ GT	全車種
17	マツダ S122A	カペラ・ロータリー	全車種
18	マツダ S122AL	カペラ・ロータリー	全車種
19	マツダ LA22S	ルーチェ・ロータリー	全車種
20	マツダ M13P	ルーチェ・ロータリー・クーペ	全車種
21	ダットサン SR311	フェアレディ 2000 スポーツ	全車種
22	ニッサン PGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
23	ニッサン KPGC10	スカイライン 2000GT-R	全車種
24	ニッサン KPGC110	スカイライン 2000GT-R	全車種
25	ニッサン PS30	フェアレディ Z432	全車種
26	プリンス 54	スカイライン 2000GT-B	類別区分番号が 110 以外のもの
27	ダットサン P411	ブルーバード・スポーツ・セダン	類別区分番号が 010、020、030、060、110、120、130、160、510 以外のもの
28	いすゞ PR91	ベレット 1600GTR	類別区分番号が 004 のもの
29	いすゞ PA90	いすゞ117 クーペ	類別区分番号が 006、007 以外のもの
30	スバル A12	スバル 1000 スポーツ・セダン	類別区分番号が 391 のもの
31	スバル A14	スバル 1100 スポーツ	類別区分番号が 291、491 のもの
32	三菱 A27	ニュー・コルト 1500 スポーツ・セダン	類別区分番号 007、008 のもの
33	三菱 A30	三菱デボネア・スタンダード	車台番号が A30-00001 から A30-12364 までのもの

34	三菱 A52	コルトギャラン	類別区分番号が005のもの
35	三菱 A52H	コルトギャラン・ハードトップ	類別区分番号が005のもの
36	三菱 A53	コルトギャラン	車台番号が A53-070001 から A53-0703949 まで、 A53-3700001 から A53-3701645 までのもの
37	三菱 A53H	コルトギャラン・ハードトップ	車台番号が A53H-0700001 から A53H-0706955 まで、 A53H-3700001 から A53H-3701678 までのもの
38	三菱 A53C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 002、003、 004、006 のもの
39	三菱 A55C	コルトギャラン GT0	類別区分番号が 003、004、 007、008 のもの
40	三菱 A61	コルトギャラン FT0	類別区分番号が 003 のもの
41	三菱 A82	コルト 1100F スーパースポーツ	類別区分番号が 003、004、 007、008 のもの

【対象自動車一覧：貨物自動車等】

	車名・型式	通称名	備考
1	ホンダ AK250	ホンダ T360	全車種
2	ホンダ AK280	ホンダ T500	全車種
3	ホンダ AL700	ホンダ LA700	全車種
4	ホンダ AP700	ホンダ AP700	全車種
5	マツダ KBDAVD	B360 ライトバン	全車種
6	マツダ KBDA33	B360トラック	全車種
7	マツダ KBDBV	ポーター（ライトバン）	全車種
8	マツダ KBDB33	ポーター（トラック）	全車種

9-7 自動車から排出される排出物の光吸収係数又は黒煙による汚染度（オパシメータ又は黒煙測定器）

- (1) 次表に掲げる自動車は、原動機を無負荷運転した後、原動機を無負荷のまま急速に加速ペダルを一杯に踏み込んだ場合において、加速ペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物の別添 11「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定した光吸収係数又は別添 12「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定した黒煙による汚染度の測定値が、次の①から⑮までの自動車の種類に応じ、いずれかに規定する光吸収係数又は黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものであること。

対象	軽油を燃料とする自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・軽自動車 ・定格出力が 19kW 未満又は 560kW 以上である原動機を備えた大型特殊自動車

なお、当該自動車の型式に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

【適用関係の整理】

◇自動車（大型特殊自動車を除く。）であって次に掲げるものは、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値は適用しない。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、それぞれの表に規定する「光吸収係数」の規制値（規制値に代えてスクリーニング値が記載されている場合にあってはスクリーニング値とする。）を超えないものは、「黒煙汚染度」の規制値を超えないものとみなす。

- ① 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の型式指定自動車（型式指定番号「15999」以前のもの）、新型届出自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（装

置型式指定番号「G-2000」以前のもの)

- ② 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前の新型届出自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
- ③ 平成 20 年 7 月 31 日以前の輸入自動車特別取扱自動車
- ④ 平成 19 年 8 月 31 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 7 月 31 日）以前に初めて新規検査又は予備検査を受けた排出ガス非認証車
- ⑤ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受ける排出ガス非認証車であって、黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%のもの

① 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9.10.1	H11.7.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車) ※2	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。) ※2	0.80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, F, M, Q, R	H21.10.1	H22.9.1	H22.9.1	0.50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30.10.1	R3.1.1 ※3	R3.1.1	0.50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

② 乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車（車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KD	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10 以降	KH 以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H21	3 桁の	H21.10.1	H22.9.1	H22.9.1	0.50	—

	1 桁目 が L, F, M, Q, R					
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

③ 車両総重量が 1.7t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H5	KA	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KE 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	H30. 10. 1	R3. 1. 1 ※3	R3. 1. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

④ 車両総重量が 1.7t を超え 2.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日		規制値	
		国産車	輸入自動車	光吸収係数	黒煙汚染度

		新規生産車	継続生産車他		(m^{-1})	(%)
—	—	H5. 9. 30 以前	H6. 8. 31 以前	H7. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H5	KB	H5. 10. 1	H6. 9. 1	H7. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9	KF	H9. 10. 1 (MT)	H11. 7. 1 (MT)	H12. 4. 1 (MT)	— (0. 80) ※1	25
H10 以降	KJ 以降	H10. 10. 1 (MT 以 外)	H11. 9. 1 (MT 以 外)	H12. 4. 1 (MT 以 外)		
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H22	3 桁の 1 桁目 が S, T	H22. 10. 1	H23. 9. 1	H23. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

- ⑤ 車両総重量が 2. 5t を超え 3. 5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6. 9. 30 以前	H7. 8. 31 以前	H8. 3. 31 以前	— (2. 76) ※1	50
H6	KC	H6. 10. 1	H7. 9. 1	H8. 4. 1	— (1. 62) ※1	40
H9 以降	KG 以降	H9. 10. 1	H11. 7. 1	H12. 4. 1	— (0. 80) ※1	25
H17	3 桁 ※2	H19. 9. 1 (国産車) H20. 8. 1 (輸入車)	H19. 9. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20. 8. 1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0. 80	25
H21	3 桁の 1 桁目 が L, M, Q, R	H21. 10. 1	H22. 9. 1	H22. 9. 1	0. 50	—
H30	3 桁の 1 桁目 が 3, 4, 5, 6, 7	R1. 10. 1	R3. 9. 1 ※3	R3. 9. 1	0. 50	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日により判断することを示す。

⑥ 車両総重量が 3.5t を超え 7.5t 以下の自動車（乗車定員 10 人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10以降	KK以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の 1桁目 がS,T	H22.10.1	H23.10.1	H23.10.1	0.50	—
H28	3桁の 1桁目 が2	H30.10.1	H31.9.1	H31.9.1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2 (3) を適用するものを除く。）については適用しない。

⑦ 車両総重量が 7.5t を超え 12t 以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30 以前	H7.8.31 以前	H8.3.31 以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10以降	KK以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1 (国産車) H20.8.1 (輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の 1桁目 がS,T	H22.10.1	H23.10.1	H23.10.1	0.50	—
H28	3桁の 1桁目 が2	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものと

みなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑧ 車両総重量が12tを超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車以外の自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30以前	H7.8.31以前	H8.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H11以降	KL以降	H11.10.1	H12.9.1	H13.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1(国産車) H20.8.1(輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H21	3桁の 1桁目 が L,M, Q,R	H21.10.1	H22.9.1	H22.9.1	0.50	—
H28	3桁の 1桁目 が2	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑨ 車両総重量が7.5tを超え12t以下の自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30以前	H7.8.31以前	H8.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H10以降	KK以降	H10.10.1	H11.9.1	H12.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1(国産車) H20.8.1(輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認 証車に限る。)	0.80	25
H22	3桁の 1桁目 がS,T	H22.10.1	H23.10.1	H23.10.1	0.50	—
H28	3桁の 1桁目 が2	H29.10.1	H30.9.1	H30.9.1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑩ 車両総重量が12tを超える自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H6.9.30以前	H7.8.31以前	H8.3.31以前	— (2.76) ※1	50
H6	KC	H6.10.1	H7.9.1	H8.4.1	— (1.62) ※1	40
H11以降	KL以降	H11.10.1	H12.9.1	H13.4.1	— (0.80) ※1	25
H17	3桁 ※2	H19.9.1(国産車) H20.8.1(輸入車)	H19.9.1 (排出ガス非認証車に限る。)	H20.8.1 (排出ガス非認証車に限る。)	0.80	25
H21	3桁の1桁目がL, M, Q, R	H21.10.1	H22.9.1	H22.9.1	0.50	—
H28	3桁の1桁目が2	H29.10.1	H30.9.1	H30.9.1	0.50 ※3	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの又は自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」以降のものはオパシメータ測定車

※3 新たに運行の用に供しようとする自動車（7-58-1-2（3）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑪ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の呼び	識別記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19.9.30以前	H20.8.31以前	H20.8.31以前	—	なし
H19	ECM, EDM, EMM	H19.10.1	H20.9.1	H20.9.1	— (1.62) ※1	40
H25	XCM, XDM, XMM	H25.10.1	H27.9.1	H27.9.1	— (0.80) ※1	25
H26	YCM, YDM, YMM	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合におい

て、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑫ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車※1	継続生産車他			
—	—	H20.9.30 以前	H21.8.31 以前	H21.8.31 以前	—	なし
H20	KCN, KDN, KMM	H20.10.1	H21.9.1	H21.9.1	— (1.27) ※1	35
H25	XCN, XDN, XMN	H25.10.1	H26.11.1	H26.11.1	— (0.80) ※1	25
H26	YCN, YDN, YMN	H28.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑬ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H20.9.30 以前	H22.8.31 以前	H22.8.31 以前	—	なし
H20	KCP, KDP, KMP	H20.10.1	H22.9.1	H22.9.1	— (1.01) ※1	30
H24	WCP, WDP, WMP	H24.10.1	H26.4.1	H26.4.1	— (0.80) ※1	25
H26	YCP, YDP, YMP	H27.10.1	H29.9.1	H29.9.1	0.50 ※2	—

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

⑭ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車

規制の 呼び	識別 記号	適用日			規制値	
		国産車		輸入自動車	光吸収係数 (m^{-1})	黒煙汚染度 (%)
		新規生産車	継続生産車他			
—	—	H19.9.30 以前	H20.8.31 以前	H20.8.31 以前	—	なし

H19	ECR, EDR, EMR	H19. 10. 1	H20. 9. 1	H20. 9. 1	- (0.80) ※1	25
H24	WCR, WDR, WMR	H24. 10. 1	H25. 11. 1	H25. 11. 1		
H26	YCR, YDR, YMR	H27. 10. 1	H29. 9. 1	H29. 9. 1	0.50 ※2	-

※1 括弧内はスクリーニング値を示す。黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数がこの値を超えないときは、黒煙汚染度の欄に掲げる値を超えないものとみなす。

※2 新たに運行の用に供しようとする大型特殊自動車（7-58-1-2（4）を適用するものを除く。）については適用しない。

9-8 走行用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 次表に掲げる自動車の走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあつては、設備・体制整備等を行い審査の実施が可能となる環境が整うまでの間は、①後段及び②後段に規定する審査方法によることができる。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

① 走行用前照灯（最高速度 20km/h 未満の自動車に備える走行用前照灯を除く。）は、その全てを照射したときに、夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの計測の条件により計測（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあつては、その他適切な方法により計測）し、イの計測値の判定に掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・9-8（1）ただし書の自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあつては、「夜間にその前方 100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、50m）」を「夜間にその前方 50m（軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車にあつては、15m）」と読み替えることができる。

◇昭和 38 年 10 月 14 日以前に製作された自動車にあつては、「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車にあつては、50m）」を「（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び大型特殊自動車にあつては、50m）」と読み替えることができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車 ・昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された最高速度 25km/h 未満の自動車

◇令和2年9月30日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8(1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

ア 計測の条件

- (ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあっては、(ア)の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（走行用）の受光部と走行用前照灯を正対させた状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

イ 計測値の判定

- (ア) 自動車に備える走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）は、その最高光度点が、前方10mの位置において、次表に掲げる範囲内及び光度以上であること。

対象	最高光度点の範囲	最高光度点における光度
自動車	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲にあること。	次に掲げる光度以上であって、かつ、最高光度の合計は、430,000cdを超えないこと。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものにあっては、1灯につき15,000cd以上であること。 ・四灯式以外のものであってすれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものにあっては、1灯につき12,000cd以上であること。ただし、12,000cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd以上であってよい。 ・四灯式のものにあっては、主走行用ビームの光度が1灯につき12,000cd以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd以上であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・昭和35年9月30日以前に製作された自動車 	走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面より100mm上方の平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲にあること。	・1灯につき10,000cd以上であること。

② 走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。

ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、次表に掲げる自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いて①アの各号により自動車を計測したとき（前照灯試験機を用いて検査することが困難である場合にあっては、その他適切な方法により計測したとき）に、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、次表の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車 ・9-8(1) ただし書の自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・最高速度20km/h未満の自動車

【適用関係の整理】

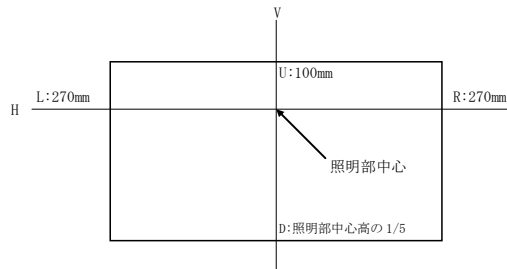
◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車については、対象表を次のとおり読み替えることができる。

対象	・自動車
除外	・最高速度 20km/h 未満の自動車

◇令和 2 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、対象表中の「9-8 (1) ただし書の自動車」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車」に読み替えることができる。

対象	最高光度点の範囲
自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業、その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 	走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 270mm の鉛直面の範囲にあること。

(参考図) 走行用前照灯の判定値



9-9 すれ違い用前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①アにより計測することが困難な自動車又は 9-8 (1) の規定の適用を受けた自動車であって、9-8 (1) ①及び②の計測の条件で計測し、それぞれの判定の基準に適合した自動車にあつては、視認等その他適切な方法により審査することができる。

① すれ違い用前照灯（その光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車に備えるものを除く。）は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方 40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、次表に掲げる自動車にあつては、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより計測し、イに掲げる基準に適合するものは、この基準に適合するものとする。

対象	・自動車
除外	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの ・最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車 ・すれ違い用前照灯の光度が 10,000cd 以上である走行用前照灯を備える最高速度 20km/h 未満の自動車

【適用関係の整理】

◇昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、①の基準にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照

射したときに、夜間にその前方 15m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

ただし、軽自動車、最高速度 25km/h 未満の自動車に備えるものでその光源が 25W 以下のものにあつては、減光し又は照射方向を下向きに変換することができる構造でなくてもよい。

◇昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車については、「夜間にその前方 40m」を「夜間にその前方 30m」と読替え、①後段の規定は適用しないことができる。

◇平成 10 年 8 月 31 日以前に製作された自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

◇平成 10 年 3 月 31 日以前に製作された二輪自動車及び側車付二輪自動車（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）については、①後段の規定は適用しないことができる。

ア 計測の条件

(ア) 直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態

(イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては、(ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態

(ウ) 原動機が作動している状態

(エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用前照灯とを正対させた状態

(オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合は、計測する灯火以外の灯器を遮蔽した状態

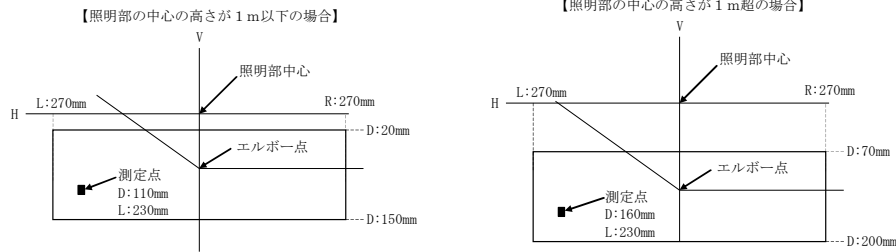
イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）

のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボー点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の直線に囲まれた範囲内にあること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、前段のエルボー点の位置又は次のカットオフラインの位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。 カットオフラインと、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面に挟まれた範囲内であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値	「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]）の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。 ※ [] 内は前方 10m の位置における値

(参考図) カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の判定値

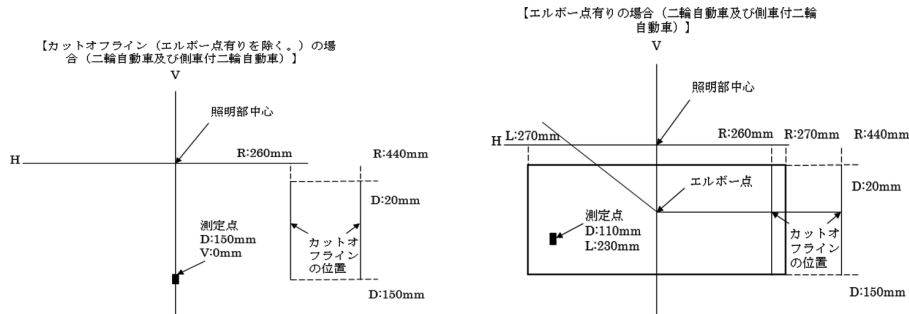


(イ) 次表に掲げる自動車に備えるすれ違い用前照灯（カットオフラインを有するものに限る。）のエルボ一点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボ一点又はカットオフラインの位置	光度
<p>・二輪自動車</p> <p>・側車付二輪自動車</p>	<p>カットオフラインと「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる2つの位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面に挟まれた範囲内にあること。</p> <p>ただし、エルボ一点を有するものにあつては、前段のカットオフラインの位置又は次のエルボ一点の位置のいずれかの基準に適合するものであればよい。</p> <p>エルボ一点の位置は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>・エルボ一点を有するものを除き、すれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.86° [150mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のカットオフラインの位置は左欄の基準を満たすが、光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.53° [90mm] 及び下方 1.19° [210mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.00° [180mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であればよい。</p> <p>・エルボ一点を有するすれ違い用前照灯の光度は、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 3,200cd 以上であること。</p> <p>ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあっては、左欄のエルボ一点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 3,200cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方 0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] の平面と「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直</p>

		面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において1灯につき3,200cd以上であればよい。 ※ [] 内は前方10mの位置における値
--	--	---

(参考図) 二輪自動車等のすれ違い用前照灯の判定値



(ウ) カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- a 最高光度点が、照明部の中心を含む水平面より下方にあり、かつ、当該照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面よりも左方にあること。
- b 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

② ①による前照灯試験機（すれ違い用）による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機（走行用）、スクリーン、壁等を用いて①ア（エ）にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。）により計測し、次に掲げる基準に適合するものは、当分の間、この基準に適合するものとする。（細目告示第198条第6項第1号関係）

ア カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む）、壁等に照射することによりエルボー点が①イ（ア）に規定する範囲内にあることを目視により確認できること。
- (イ) ①イ（ア）に規定する光度の位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、6,400cd以上であること。

イ カットオフラインを有するすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる（ア）又は（イ）及び（ウ）の要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものに限る。）

- (ア) 走行用前照灯が9-8に適合するもの。
- (イ) すれ違い用前照灯をスクリーン（試験機に附属のものを含む）、壁等に照射することによりカットオフラインが「すれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面」より下方にあることを目視により確認できること。
- (ウ) ①イ（イ）又は①イ（ウ）に規定する位置（当該位置を指定できない場合には、最高光度点）における光度が、1灯につき、5,000cd以上であること。

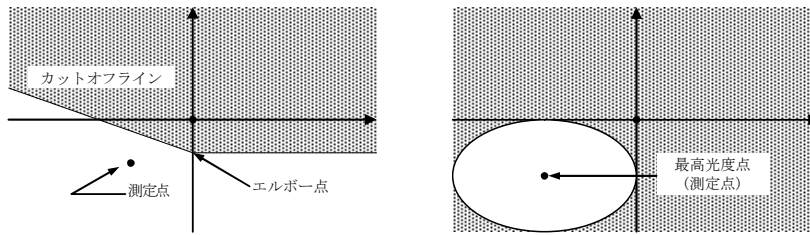
この場合において、5,000cd未満であっても、次に掲げるものは、この基準に適合しているものとみなす。

- a 9-8により計測した際に、走行用前照灯の最高光度点における光度が、1灯につき、15,000cd以上であるもの

ウ カットオフラインを有しないすれ違い用前照灯の場合は、次に掲げる全ての要件を満たすもの。（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものを除く。）

- (ア) 最高光度点が、①イ（ウ）に規定する位置にあること。
- (イ) 最高光度点における光度は、1灯につき、6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用前照灯の配光特性の例
カットオフラインを有するもの カットオフラインを有していないもの



9-10 配光可変型前照灯の明るさ及び照射方向（前照灯試験機）

(1) 配光可変型前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

① 配光可変型前照灯であって、走行用ビームを発するものは、夜間に当該走行用ビームを照射した場合において、当該自動車の前方 100m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有するものであること。

② すれ違い用ビームは、他の交通を妨げないものであり、かつ、夜間にそれを発する灯火ユニットの全てを同時に照射させたときに、当該自動車の前方 40m の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。

この場合において、前照灯試験機（すれ違い用）を用いてアにより光度等を計測したときにイの基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア 計測の条件

- (ア) 車両が直進姿勢であり、かつ、審査時車両状態
- (イ) 手動式の前照灯照射方向調節装置を備えた自動車にあつては (ア) の状態に対応するように当該装置の操作装置を調節した状態
- (ウ) 原動機が作動している状態
- (エ) 前照灯試験機（すれ違い用）の受光部とすれ違い用ビームを発する灯火ユニットとを正対させた状態であり、かつ、配光可変型前照灯の中立状態と自動作動状態との切替機構を中立とした状態
- (オ) 計測に支障をきたすおそれのある場合には、当該計測する灯火ユニット以外の灯火ユニットを遮蔽した状態

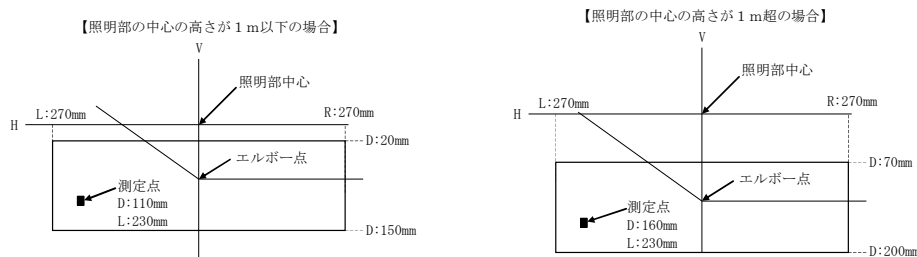
イ 計測値の判定

(ア) 次表に掲げる自動車に備える配光可変型前照灯（すれ違い用）のエルボー点又はカットオフラインの位置及び光度は、次表に掲げる基準に適合するものであること。

対象	エルボー点又はカットオフラインの位置	光度
自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	エルボー点の位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左右にそれぞれ 1.55° [270mm] の鉛直面に囲まれた範囲内にあること。	「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.60° [110mm]（当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあつては、下方 0.90° [160mm]）の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 1.30° [230mm] の鉛直面が交わる位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であること。 ただし、自動計測式前照灯試験機により計測を行う場合にあつては、左欄のエルボー点又はカットオフラインの位置で計測した光度が 6,400cd 未満となる場合に限り、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方

	<p>カットオフラインと「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より右方 1.50° [260mm] 及び右方 2.50° [440mm] の鉛直面が交わる 2 つの位置は、「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含む水平面」より下方 0.11° [20mm] 及び下方 0.86° [150mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.41° [70mm] 及び下方 1.16° [200mm]) の平面に挟まれた範囲内にあればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>	<p>0.27° [50mm] 及び下方 0.93° [160mm] (当該照明部の中心の高さが 1m を超える自動車にあっては、下方 0.57° [100mm] 及び下方 1.23° [220mm]) の平面と「すれ違い用ビームを発する灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面」より左方 0.30° [50mm] 及び左方 2.30° [400mm] の鉛直面に囲まれた範囲内のいずれかの位置において、1 灯につき 6,400cd 以上であればよい。</p> <p>※ [] 内は前方 10m の位置における値</p>
--	--	---

(参考図) すれ違い用ビームの判定値

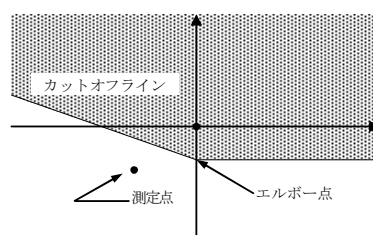


③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア(エ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例

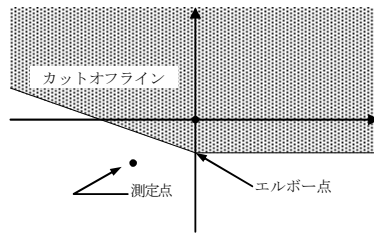


③ ②による前照灯試験機(すれ違い用)による計測を行うことができない場合にあっては、前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等を用いて①ア(エ)にあっては、前照灯試験機を使用する場合に限る。)により光度等を計測したときに次の基準に適合するすれ違い用ビームは、この基準に適合するものとする。

ア すれ違い用ビームを前照灯試験機(走行用)、スクリーン、壁等に照射することにより、エルボー一点が②イに規定する範囲内にあることを目視により確認できること。

イ ②イに規定する位置(当該位置を指定できない場合には、最高光度点)における光度が、1個の灯火ユニットごとに6,400cd以上であること。

(参考図) スクリーン等に照射した場合におけるすれ違い用ビームの配光特性の例



9-11 灯火器の灯光の色（色度座標測定機器）

- (1) 橙色の灯光の色について、視認により橙色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、橙色として定められた範囲内にあるものは、橙色の灯光の色の規定に適合するものとする。
- (2) 赤色の灯光の色について、視認により赤色でないおそれがあると認められるときは、別添 13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」3.5.に規定する方法に基づき測定した色度座標の値が、赤色として定められた範囲内にあるものは、赤色の灯光の色の規定に適合するものとする。

9-12 警告器の音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備える警告器は、警報音を発生することにより他の交通に警告することができ、かつ、その警報音が他の交通を妨げないものとして音色、音量等に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・被牽引自動車

- ① 警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方7mの位置において112dB以下87dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、112dB以下83dB以上）であること。

【適用関係の整理】

◇昭和35年3月31日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警告器にあっては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（軽自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える警告器にあっては、112dB以下83dB以上）であればよい。

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、警告器の音の大きさ（2以上の警告器が連動して音を発する場合は、その和）は、自動車の前方2mの位置において115dB以下90dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、115dB以下の適当な大きさ）又は自動車の前方7mの位置において112dB以下93dB以上（動力が7kW以下の二輪自動車に備える警告器にあっては、112dB以下83dB以上）であればよい。

- (2) 音の大きさが(1)①に規定する範囲内におそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。

- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から7mの位置の地上0.5mから1.5mの高さにおける音の大きさが最大となる高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ③ 聴感補正回路はA特性とする。
- ④ 次に掲げるいずれかの方法により電圧を供給するものとする。
 - ア 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - イ 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法

【適用関係の整理】

◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、④を「原動機は、停止した状態とする。」と読み替えることができる。

- ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。

- ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 計測は2回行い、1dB未满是切り捨てるものとする。
 - イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内には有効とする。
 - ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

【適用関係の整理】

- ◇平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次により計測できるものとする。
- ① 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
 - ② マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から2mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
 - ③ 聴感補正回路はC特性とする。
 - ④ 原動機は、停止した状態とする。
 - ⑤ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
 - ⑥ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 計測は2回行い、1dB未满是切り捨てるものとする。
 - イ 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。
ただし、いずれの計測値も(1)①に規定する範囲内には有効とする。
 - ウ 2回の計測値(エにより補正した場合には、補正後の値)の平均を音の大きさとする。
 - エ 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

9-13 速度計の指度の誤差(速度計試験機)

- (1) 次表に掲げる自動車に備える速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。

対象	・自動車
除外	・最高速度20km/h未満の自動車 ・被牽引自動車 ・最高速度35km/h未満の大型特殊自動車であって、原動機回転計をもって速度計に代えているもの

この場合において、自動車の速度計が40km/h(最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度)を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次の範囲にないものは、この基準に適合しないものとする。

	最高速度が40km/h以上の自動車の計測した速度	最高速度が40km/h未満の自動車の計測した速度
自動車	31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100/94)V_1$
・二輪自動車 ・側車付二輪自動車 ・三輪自動車	29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲	次式により算出された範囲 $10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100/94)V_1$

V₁は、自動車に備える速度計の指示速度（単位：km/h）

V₂は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位：km/h）

【適用関係の整理】

◇平成18年12月31日以前に製作された自動車については、表中の「42.5km/h以下」を「44.4km/h以下」に、「100/94」を「100/90」に読み替えることができる。

- (2) 速度計試験機を用いて審査することが困難であるときに限り、走行その他の適切な方法により審査し、(1)に掲げる基準への適合性を判断することができるものとする。

9-14 サイレンの音の大きさ（騒音計等）

- (1) 次表に掲げる自動車に備えるサイレンの音の大きさは、テスト等その他適切な方法により審査したときに、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下でなければならない。

対象	・緊急自動車
除外	—

- (2) 緊急自動車に備えるサイレンの音の大きさが(1)に規定する範囲内でないおそれがあるときは、騒音計等を用いて次により計測するものとする。（細目告示第153条第2号関係）

- ア 騒音計等は、使用開始前に十分暖機し、暖機後に校正を行う。
- イ マイクロホンは、車両中心線上の自動車の前端から20mの位置の地上1mの高さにおいて車両中心線に平行かつ水平に自動車に向けて設置する。
- ウ 聴感補正回路はC特性とする。
- エ 原動機は、停止した状態とする。
- オ 計測場所は、概ね平坦で、周囲からの反射音による影響を受けない場所とする。
- カ 計測値の取扱いは、次のとおりとする。
- (ア) 計測は2回行い、1dB未満は切り捨てるものとする。
- (イ) 2回の計測値の差が2dBを超える場合には、計測値を無効とする。
- ただし、いずれの計測値も(1)に規定する範囲内でない場合には有効とする。
- (ウ) 2回の計測値（エ）により補正した場合には、補正後の値の平均を音の大きさとする。
- (エ) 計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差が3dB以上10dB未満の場合には、計測値から次表の補正値を控除するものとし、3dB未満の場合には計測値を無効とする。

(単位：dB)

計測の対象とする音の大きさと暗騒音の計測値の差	3	4	5	6	7	8	9
補正値	3	2			1		

(略)

自動車検査の法定手数料変更のお知らせ

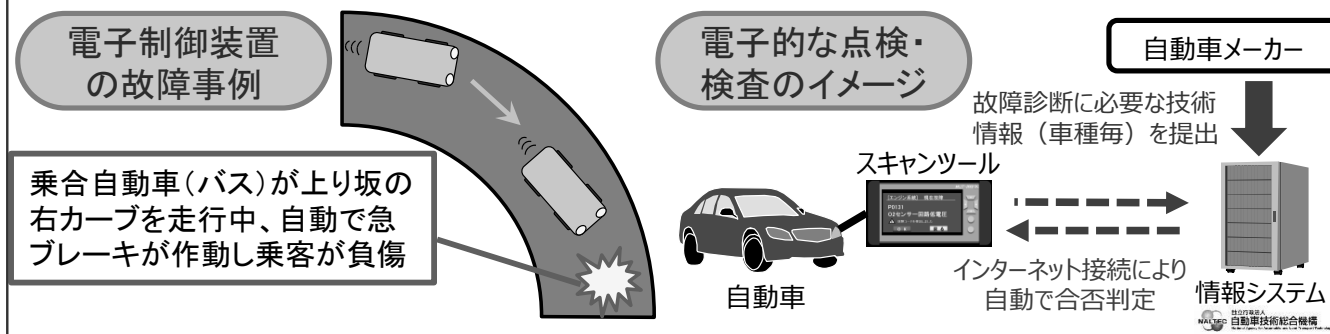
令和3年10月1日より

概要

- 令和3年10月1日より、自動車の検査の際に支払う法定手数料として、(独)自動車技術総合機構の技術情報管理手数料が追加(1台あたり一律400円)されます。
- 技術情報管理手数料の納付は、既存の手数料と併せて行うこととなります。

何のための手数料ですか？

- 近年急速に普及しはじめている、衝突被害軽減ブレーキ等の電子制御がなされている先進安全装置について、従来の点検や検査では検知できない故障による事故が発生しています。
- このため、点検や検査(車検)のタイミングで、車載式故障診断装置(OBD)を活用して電子的に故障診断をするように、制度が変わります。
- 手数料は、この制度の実施に必要な、自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報管理、全国の検査場(車検場)や整備工場が利用する情報システムを運用していくための費用として納付いただくものです。



よくあるご質問

- Q. 電子的な検査の対象車両ではありません。なぜ手数料を払う必要があるのですか。
- A. 先進安全装置の機能維持は、事故低減効果によりクルマ社会全体の安全性向上に資するため、既存の手数料同様に、電子的な検査対象車両でなくても負担をいただくこととしております。また、リコール情報の提供等、自動車を安全にお使いいただくためのサービスも提供していきます。
- Q. 自動車技術総合機構に持ち込まない指定整備工場(民間車検)や軽自動車検査協会を受検する車両について、なぜ技術情報管理手数料を払う必要があるのですか。
- A. 自動車メーカーが提供する故障診断に必要な情報の管理、指定整備工場や軽自動車検査協会が利用する情報システムの運用を、自動車技術総合機構が行うためです。

お問い合わせは、お近くの自動車技術総合機構又は運輸支局等まで



令和3年10月1日以降の手数料額 新旧表

継続検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,400円	1,800円	変更なし	1,800円	2,200円
	小型自動車		1,300円	1,700円		1,700円	2,100円
	小型自動車(二輪)		1,300円	1,700円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,400円	1,800円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
指定整備	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

新規検査		納付先・金額(現行)			納付先・金額(令和3年10月1日以降)		
		国/軽検協※	機構	合計額	国/軽検協※	機構	合計額
持込検査	普通自動車	400円	1,700円	2,100円	変更なし	2,100円	2,500円
	小型自動車		1,600円	2,000円		2,000円	2,400円
	小型自動車(二輪)		1,600円	2,000円		変更なし	
	大型特殊自動車		1,700円	2,100円		変更なし	
	軽自動車	1,400円	-	1,400円	400円	1,800円	
完成検査終了証の提出	普通自動車	1,200円	-	1,200円	変更なし	400円	1,600円 (oss)1,400円
	小型自動車	(oss)1,000円	-	(oss)1,000円			
	小型自動車(二輪)	1,100円	-	1,100円		変更なし	
	大型特殊自動車	1,200円	-	1,200円		変更なし	
	軽自動車	1,100円	-	1,100円		400円	1,500円

※軽自動車は軽自動車検査協会への支払いとなります。

この表にない手続き(継続検査や新規検査で限定自動車検査証、保安基準適合証等の提出があるもの、予備検査、構造変更等検査)についての手数料額の詳細は、窓口にお問い合わせください。

技術情報管理手数料の納付方法について

令和3年10月1日より追加される「技術情報管理手数料」の具体的な支払い方法は、以下のとおりです。

1. 登録車

① OSS申請の場合

現行の検査登録手数料と同様、オンライン決済^{※1}によりお支払いください。

※1 検査登録手数料の納付が確認されると、自動的に技術情報管理手数料の納付画面へ遷移します。



② OSS申請以外の場合（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

窓口において自動車審査証紙^{※2}によりお支払いください。

※2 持込検査の窓口申請については、既存の手数料に加え、技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。なお、新たに400円、1,700円及び1,800円の自動車審査証紙を発行することを予定しています。



2. 軽自動車

① OSS申請の場合

現行の検査手数料と同様、オンライン決済^{※3}によりお支払いください。

※3 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。



② OSS以外による申請（持込検査、指定整備等の窓口申請の場合）

現行の検査手数料と同様、窓口において現金^{※4}でお支払いください。

※4 現行の検査手数料と技術情報管理手数料（400円）をまとめてお支払いください。

新規検査等届出書の届出様式が変更になります

新規検査等届出書の届出様式について、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 新規検査等届出書（第1号様式（その1））及び（第1号 様式（その2））が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 過回転防止装置が備えられている自動車は、第1号様式（その1）「その他」欄の「騒音防止装置にかかる過回転防止装置の有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。
- ③ 第1号様式（その2）「備考の最大安定傾斜角度の書面有無」及び「第6-1号様式又は第6-2号様式添付有無」欄のいずれかに届出される方が必ず〇（マル）印を付すこととなります。

新規検査等届出書の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

並行輸入自動車にかかる届出書が変更になります

並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年4月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第2号様式、第3号様式及び第4号様式）が変わります。
→ 新たな様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能ですのでご活用ください。
- ② 燃料噴射方式、過回転防止装置が備えられている自動車は、第2号様式、第3号様式及び第4号様式の該当する箇所に届出される方が必ず○（マル）印を付し、過回転防止装置の作動回転数を記載することとなります。

並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール



左から2番目の
アイコンをクリック



※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

並行輸入自動車にかかる届出書面が変更になります

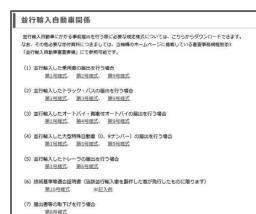
並行輸入自動車にかかる事前書面審査の届出において、令和3年7月以降に届出されるものから次の点が変更になりますので、お知らせします。

- ① 並行輸入自動車届出書（第1号様式（その2）、第2～6号様式）が変わります。
- ② 技術基準等が適用される並行輸入自動車について、新たに「技術基準等宣言書（第6号様式）」の提出を求めるとします。

※ 変更又は新たに定めた様式のWordデータについては、当機構ホームページのトップページ下段にあるアイコンからダウンロード可能です。

■ 並行輸入自動車の届出書様式のダウンロードURL

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを
下方にスクロール

左から2番目の
アイコンをクリック

※ 届出時に必要な添付資料については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。



独立行政法人
自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology



令和3年1月26日
自動車局整備課
自動車局安全政策課

冬用タイヤの安全性を確認することをルール化しました。

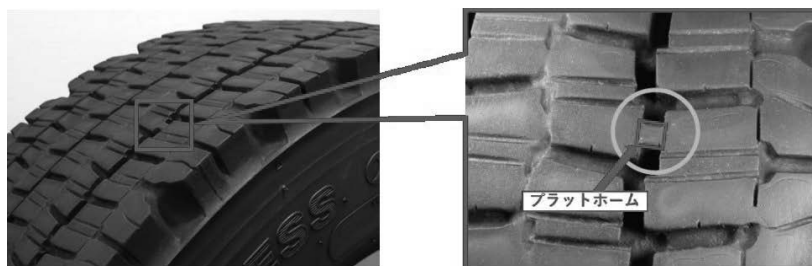
～ 雪道では、使用限度を超えた冬用タイヤの使用は厳禁です。 ～

昨年末以降の大雪により、関越道や北陸道において多くの大型車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、バス・トラック運送事業者は、雪道において適正な冬用タイヤを使用していることを確認しなければならないこととしました。

1. 改正の概要

- (1) 「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・整備管理者は、雪道を走行する自動車のタイヤについて、溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度※よりもすり減っていないことを確認しなければなりません。
 - ・運行管理者は、雪道を走行する自動車について、点呼の際に上記事項が確認されていることを確認しなければなりません。
- (2) 「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正
 - ・乗合バス・貸切バスについて、上記(1)と同様の改正を行います。

※国内メーカー等の冬用タイヤでは、使用限度の目安として、溝の深さが新品時の50%まですり減った際にプラットホームが溝部分の表面に現れます。



2. スケジュール

公布：令和3年1月26日（本日）
施行：公布の日

<問い合わせ先>

【点検整備について】

自動車局 整備課 児島、川崎

代表：03-5253-8599（直通）、FAX：03-5253-1639

【運行管理について】

自動車局 安全政策課 谷倉

代表：03-5253-8565（直通）、FAX：03-5253-1636

改正案	現行
旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について 制 定 平成14年1月30日 国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 最終改正 令和3年1月26日 国自安第178号 国自旅第383号 国自整第278号	旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について 制 定 平成14年1月30日 国自総第446号 国自旅第161号 国自整第149号 最終改正 令和2年11月27日 国自安第136号 国自旅第302号 国自整第219号
(略)	(略)
第20条 異常気象時における措置 (1) 「その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。 (2) 「必要な指示その他輸送の安全のための措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、 <u>雪道を走行するおそれがある場合においては、滑り止めの措置が講じられていること(一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業にあつては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等を含む。)</u> の確認をいう。	第20条 異常気象時における措置 (1) 「その他の理由」とは、 <u>天災以外の異常気象及び土砂崩壊、路肩軟弱等の路線障害等をいう。</u> (2) 「必要な指示」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。
(略)	(略)
第45条 点検整備等 (1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定のうち、点検整備(道路運送車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号))、整備管理者の選任(道路運送車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(道路運送車両法第5章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 ① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ・特種車や架装部分の点検・整備 ・シビアコンディション(雪道(一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車においては、冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと)の点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応 このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。 ② (略)	第45条 点検整備等 (1) 事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の規定のうち、点検整備(道路運送車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号))、整備管理者の選任(道路運送車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(道路運送車両法第5章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 ① 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ・特種車や架装部分の点検・整備 ・シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)
(略)	(略)
附 則 改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。	(略)

改正案	現行
貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 最終改正 令和3年1月26日 国自安第179号 国自貨第99号 国自整第279号	貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について 制 定 平成15年3月10日 国自総第510号 国自貨第118号 国自整第211号 最終改正 令和元年10月31日 国自安第113号 国自貨第76号 国自整第163号
(略)	(略)
第3条の2 点検整備 1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、整備管理者が、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律185号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号))、整備管理者の選任(車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第5章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 (1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディション(雪道(冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと)の点検・整備を含む。)、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)の対応 このうち、冬用タイヤの点検・整備は、日常点検と合わせて点検するなど、雪道上の輸送の安全を確保する必要がある。 (2) (略)	第3条の2 点検整備 1. 本条は、事業用自動車の運行の安全の確保のため、車両の管理が必要であることから、法のほか道路運送車両法(昭和26年法律185号。以下「車両法」という。)の規定のうち点検整備(車両法第47条から第49条並びに自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号))、整備管理者の選任(車両法第50条から第53条並びに関係省令)及び検査関係(車両法第5章に規定する検査等)に係るもののほか、次の事項を遵守すべきことを定めたものである。 (1) 自動車の構造・装置や使用状況に応じた点検・整備を行うこと。 ① 特種車や架装部分の点検・整備 ② シビアコンディションの対応(雪道、塩害、悪路走行、走行距離、登降坂路等)
(略)	(略)
第11条 異常気象時における措置 「異常気象その他の理由」とは、大雨、大雪、暴風等の異常気象、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害等をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示のほか、 <u>雪道を走行するおそれがある場合においては、日常点検の際に整備管理者等によって冬用タイヤの溝の深さがタイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないこと等が確認されていること等、滑り止めの措置が講じられていること等の確認をいう。</u>	第11条 異常気象時における措置 「その他の理由」とは、土砂崩壊、路肩軟弱等の道路障害をいい、「必要な措置」とは、暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止等の指示をいう。
(略)	(略)
附 則 改正後の通達は、令和3年1月26日から施行する。	(略)

Ⅲ 参考資料

令和2年度 管内における自動車整備事業者の処分概要

1. 自動車特定整備事業者行政処分

なし

2. 指定自動車整備事業者行政処分

なし

3. 自動車特定整備事業者文書警告

なし

4. 指定自動車整備事業者文書警告（検査員に対する文書警告を含む）

	業態	違反事項	違反の概要	備考
1	ディーラー	自賠責保険の確認不足	保安基準適合証の交付日から更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち、大部分の期間において自賠責保険が未加入になるにもかかわらず保安基準適合証を交付したもの。	自賠責保険の確認不足

IV 統計資料

1 管内自動車保有車両数の推移(過去5年)

北陸信越運輸局

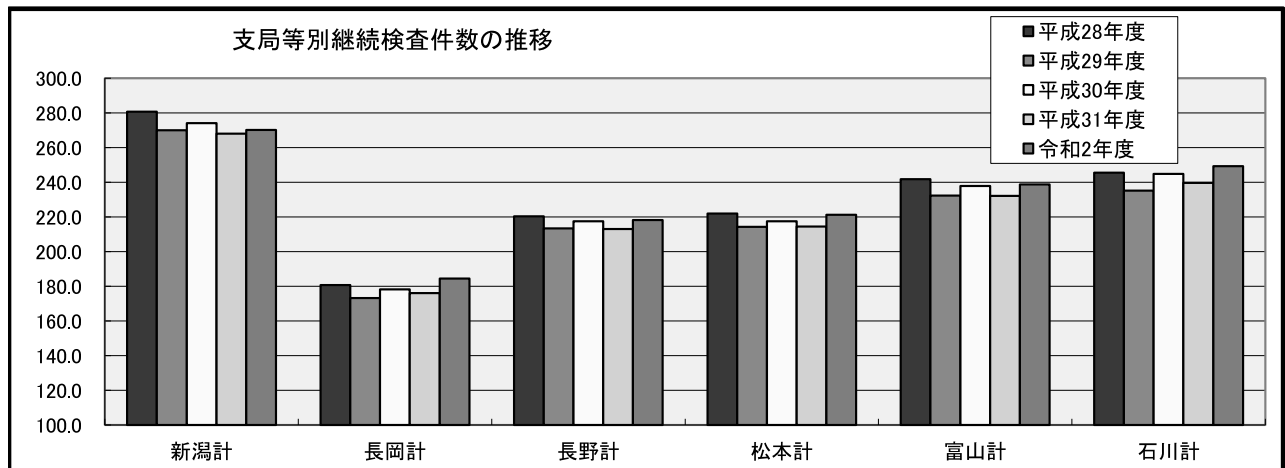
支局等		年度 車種	28	29	30	31	2
新 潟	新潟	登録車	600,955	599,770	597,455	592,736	588,817
		小型二輪	17,225	17,349	17,225	17,669	18,115
		軽自動車	478,551	481,348	484,243	486,448	489,473
		計	1,096,731	1,098,467	1,098,923	1,096,853	1,096,405
		対前年比	100.2%	100.2%	100.0%	99.8%	100.0%
	長岡	登録車	369,029	368,106	366,335	364,036	360,961
		小型二輪	11,862	11,952	11,862	12,103	12,304
		軽自動車	338,277	338,813	339,505	340,109	340,538
		計	719,168	718,871	717,702	716,248	713,803
		対前年比	100.0%	100.0%	99.8%	99.8%	99.7%
小計	登録車	969,984	967,876	963,790	956,772	949,778	
	小型二輪	29,087	29,301	29,087	29,772	30,419	
	軽自動車	816,828	820,161	823,748	826,557	830,011	
	計	1,815,899	1,817,338	1,816,625	1,813,101	1,810,208	
	対前年比	100.1%	100.1%	100.0%	99.8%	99.8%	
長 野	長野	登録車	475,362	475,237	473,968	471,573	470,411
		小型二輪	16,599	16,725	16,599	17,002	17,373
		軽自動車	427,685	430,801	434,280	435,480	438,922
		計	919,646	922,763	924,847	924,055	926,706
		対前年比	100.3%	100.3%	100.2%	99.9%	100.3%
	松本	登録車	491,752	491,398	490,285	487,784	485,511
		小型二輪	16,604	16,720	16,604	17,035	17,344
		軽自動車	435,371	438,344	441,018	443,139	446,417
		計	943,727	946,462	947,907	947,958	949,272
		対前年比	100.3%	100.3%	100.2%	100.0%	100.1%
小計	登録車	967,114	966,635	964,253	959,357	955,922	
	小型二輪	33,203	33,445	33,203	34,037	34,717	
	軽自動車	863,056	869,145	875,298	878,619	885,339	
	計	1,863,373	1,869,225	1,872,754	1,872,013	1,875,978	
	対前年比	100.3%	100.3%	100.2%	100.0%	100.2%	
富 山	登録車	516,373	515,952	513,977	511,222	508,754	
	小型二輪	12,281	12,365	12,281	12,398	12,819	
	軽自動車	362,451	364,663	366,251	367,949	369,817	
	計	891,105	892,980	892,509	891,569	891,390	
	対前年比	100.3%	100.2%	99.9%	99.9%	100.0%	
石 川	登録車	534,252	536,783	538,350	537,535	536,175	
	小型二輪	11,913	12,063	11,913	12,408	12,711	
	軽自動車	349,187	351,577	354,502	356,581	358,064	
	計	895,352	900,423	904,765	906,524	906,950	
	対前年比	100.7%	100.6%	100.5%	100.2%	100.0%	
管 内 合 計	登録車	2,987,723	2,987,246	2,980,370	2,964,886	2,950,629	
	小型二輪	86,484	87,174	86,484	88,615	90,666	
	軽自動車	2,391,522	2,405,546	2,419,799	2,429,706	2,443,231	
	計	5,465,729	5,479,966	5,486,653	5,483,207	5,484,526	
	対前年比	100.3%	100.3%	100.1%	99.9%	100.0%	

2 管内継続検査件数の推移（過去5年）

北陸信越運輸局

県	区分・年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
新潟	新潟	持込件数	77.6	74.2	75.1	73.8	76.0
		指定整備	203.1	195.7	198.9	194.1	194.1
		新潟計	280.7	269.9	274.0	267.9	270.1
		対前年比	101.1	96.2	101.5	97.8	100.8
	長岡	持込件数	43.2	41.5	42.5	41.4	42.4
		指定整備	137.4	131.6	135.7	134.7	142.0
		長岡計	180.6	173.1	178.2	176.1	184.4
		対前年比	102.9	95.8	102.9	98.8	104.7
	県計	持込件数	120.8	115.7	117.6	115.2	118.4
		指定整備	340.5	327.3	334.6	328.8	336.1
		計	461.3	443.0	452.2	444.0	454.5
		対前年比	101.8	96.0	102.1	98.2	102.4
長野	長野	持込件数	57.8	55.4	56.7	56.3	58.0
		指定整備	162.5	158.0	160.8	156.7	160.1
		長野計	220.3	213.4	217.5	213.0	218.1
		対前年比	102.2	96.9	101.9	97.9	102.4
	松本	持込件数	48.3	46.1	46.1	46.5	48.7
		指定整備	173.6	168.2	171.3	167.9	172.4
		松本計	221.9	214.3	217.4	214.4	221.1
		対前年比	101.6	96.6	101.4	98.6	103.1
	県計	持込件数	106.1	101.5	102.8	102.8	106.7
		指定整備	336.1	326.2	332.1	324.6	332.5
		計	442.2	427.7	434.9	427.4	439.2
		対前年比	101.9	96.7	101.7	98.3	102.8
富山	持込件数	44.4	42.2	44.0	42.4	44.6	
	指定整備	197.4	190.0	193.8	189.6	194.0	
	富山計	241.8	232.2	237.8	232.0	238.6	
	対前年比	102.3	96.0	102.4	97.6	102.8	
石川	持込件数	56.2	53.4	54.4	51.6	53.0	
	指定整備	189.3	181.7	190.3	188.0	196.2	
	石川計	245.5	235.1	244.7	239.6	249.2	
	対前年比	103.8	95.8	104.1	97.9	104.0	
合計	持込件数	327.5	312.8	318.8	312.0	322.7	
	指定整備	1,063.3	1,025.2	1,050.8	1,031.0	1,058.8	
	計	1,390.8	1,338.0	1,369.6	1,343.0	1,381.5	
	対前年比	102.3	96.2	102.4	98.1	102.9	

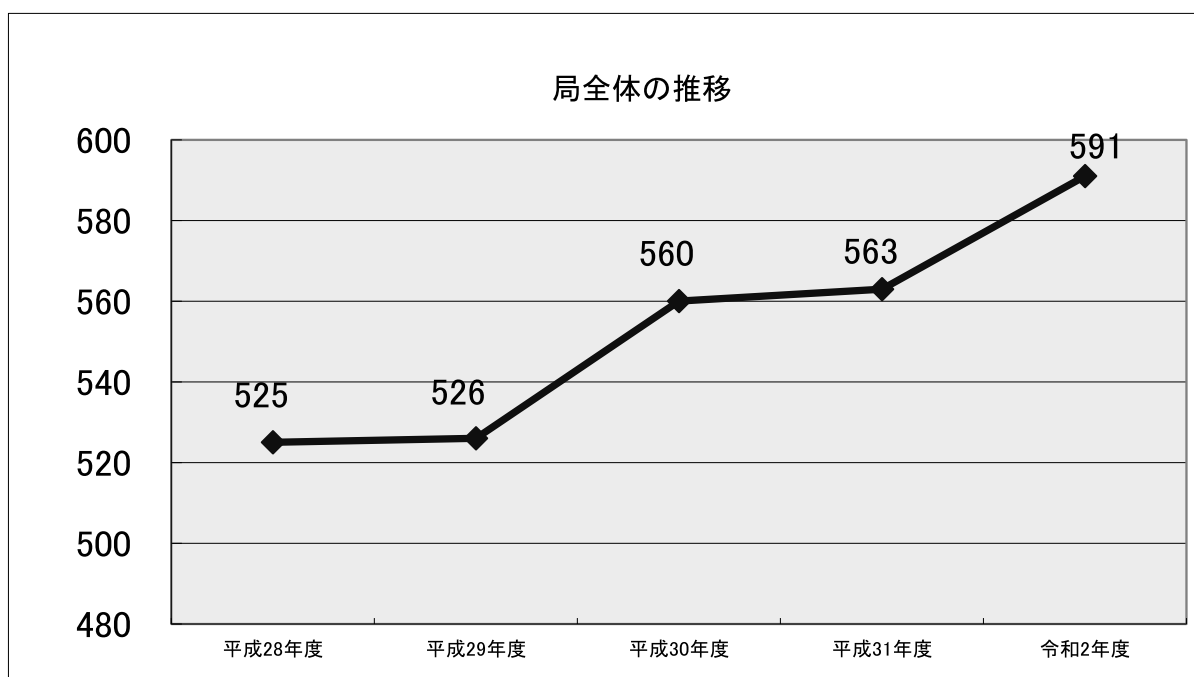
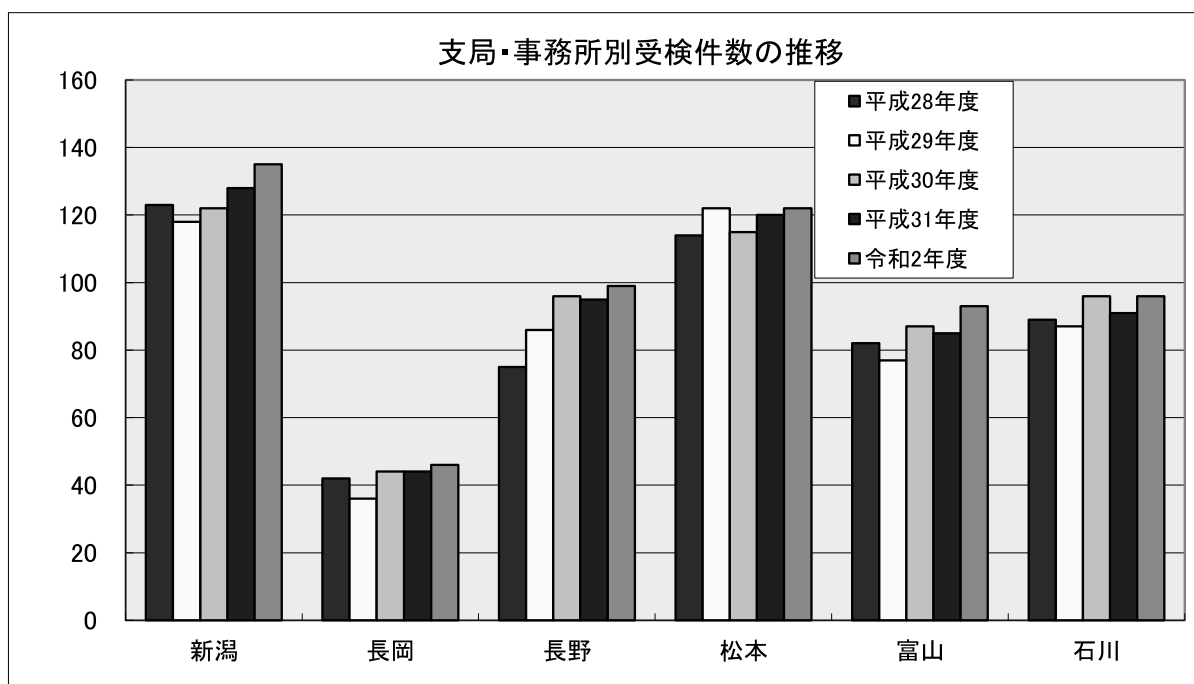
- (注) 1. 軽自動車を除く。
2. 検査業務量の単位は千単位で示す。



3 管内ユーザー車検受検件数の推移(過去5年)

単位は百単位で示す。

支局等	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	(対前年比)
新潟	123	118	122	128	135	105.5%
長岡	42	36	44	44	46	104.5%
長野	75	86	96	95	99	104.2%
松本	114	122	115	120	122	101.7%
富山	82	77	87	85	93	109.4%
石川	89	87	96	91	96	105.5%
合計	525	526	560	563	591	105.0%



4 管内認証・指定工場数及び指定整備率(過去10年)

県別	項目	年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2
新潟	認証工場数		2,095	2,097	2,099	2,098	2,108	2,115	2,107	2,095	2,085	2,072
	指定工場数		601	599	596	602	606	613	613	614	614	609
	指定整備率(登)		73.5	73.6	73.5	73.3	73.3	73.8	73.8	73.9	74.0	73.9
	指定整備率(軽)		67.8	68.0	68.2	67.9	68.8	69.8	70.3	70.3	70.9	71.0
長野	認証工場数		2,067	2,080	2,094	2,087	2,092	2,087	2,085	2,082	2,085	2,084
	指定工場数		510	514	522	529	532	538	552	553	554	551
	指定整備率(登)		75.2	75.1	75.4	75.2	75.3	76.0	75.2	76.3	75.9	75.7
	指定整備率(軽)		68.6	68.3	68.9	68.7	68.9	69.7	70.3	70.5	70.3	70.3
富山	認証工場数		1,008	1,012	1,011	1,015	1,017	1,019	1,023	1,019	1,018	1,003
	指定工場数		402	408	408	408	411	412	412	412	411	411
	指定整備率(登)		79.6	79.7	80.2	80.6	80.7	81.6	81.7	81.4	81.6	81.3
	指定整備率(軽)		71.3	71.6	72.8	73.2	73.6	75.3	75.8	75.9	75.8	75.8
石川	認証工場数		1,095	1,093	1,106	1,118	1,109	1,117	1,116	1,115	1,114	1,118
	指定工場数		394	392	391	390	397	399	405	406	410	409
	指定整備率(登)		76.7	77.0	76.4	76.2	76.5	77.1	77.1	77.7	78.4	78.7
	指定整備率(軽)		68.5	68.3	68.8	68.1	69.2	70.1	70.8	71.3	72.5	73.2
局計	認証工場数		6,265	6,282	6,310	6,318	6,326	6,338	6,331	6,311	6,302	6,277
	指定工場数		1,907	1,913	1,917	1,929	1,946	1,962	1,982	1,985	1,989	1,980

(注)1. 認証工場数には、指定工場を含んでいる。

2. 指定整備率は、継続検査における指定整備取扱い件数の割合を示す。

3. 指定整備率(登)は登録車の指定整備率を示し、指定整備率(軽)は軽自動車の指定整備率を示す。

5 管内認証・指定工場の実態(令和2年度末)

支局別	項目	認証	整備主任者 選任数	指定	検査員 選任数	集約化(指定工場)		
		工場数		工場数		協業 組合	協同 組合	企業 組合
新潟		2,072	5,470	609	2,072	17	0	0
長野		2,084	5,484	551	1,998	21	4	0
富山		1,003	2,809	411	1,285	2	0	0
石川		1,118	2,537	409	1,247	5	1	0
運輸局計		6,277	16,300	1,980	6,602	45	5	0

V その他資料（連絡先等一覧）

1 北陸信越運輸局及び管内運輸支局・自動車検査登録事務所

名称及び所在地	郵便番号	部署名	電話番号	FAX番号
北陸信越運輸局自動車技術安全部 新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	950-8537	管 理 課 整 備 ・ 保 安 課 技 術 課 不正改造車・黒煙 110 番	(共通) 025-285-9155 025-285-9165	025-285-9175
新潟運輸支局 新潟市中央区東出来島14-26	950-0961	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	025-285-3123 025-285-3124 050-5540-2040 025-285-3125	025-285-0473
長岡自動車検査登録事務所 長岡市摂田屋町字外川2643-1	940-1104	検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	050-5540-2041	0258-22-3487
長野運輸支局 長野市西和田1-35-4	381-8503	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	026-243-4384 026-243-4603 050-5540-2042 026-243-5525	026-259-4508
松本自動車検査登録事務所 松本市平田東2-5-10	399-0014	検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	050-5540-2043	0263-86-4751
富山運輸支局 富山市新庄町馬場82	930-0992	総 務 企 画 輸 送 ・ 監 査 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス) 整 備 ・ 保 安	076-423-0894 076-423-0893 050-5540-2044 076-423-0892	076-423-5509
石川運輸支局 金沢市直江東1-1	920-8213	代 表 検 査 ・ 登 録 (テレホンサービス)	076-208-6000 050-5540-2045	076-208-6002

2 独立行政法人自動車技術総合機構北陸信越検査部・事務所

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号	FAX番号
北陸信越検査部	新潟市中央区東出来島14-26	950-0961	025-282-2588	025-283-5558
長岡事務所	長岡市摂田屋町字外川2643-1	940-1104	0258-22-3382	0258-22-3487
長野事務所	長野市西和田1-35-4	381-0037	026-243-5542	026-244-1462
松本事務所	松本市平田東2-5-10	399-0014	0263-58-0520	0263-86-4751
富山事務所	富山市新庄町馬場82	930-0992	076-491-6637	076-423-5509
石川事務所	金沢市直江東1-1	920-8213	076-290-7001	076-290-7010

3 軽自動車検査協会新潟主管事務所及び事務所・支所

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
新潟主管事務所	新潟市東区紫竹卸新町 1927-12	950-0868	050-3816-1850 (コールセンター)	025-279-2451
長岡支所	長岡市平島 1-3	940-1163	050-3816-1851 (コールセンター)	0258-86-6874
長野事務所	長野市西和田 1-38-1	381-0037	050-3816-1854 (コールセンター)	026-239-7074
松本支所	松本市平田東 2-1-11	399-0014	050-3816-1855 (コールセンター)	0263-85-3105
富山事務所	富山市藤木 520-1	930-0936	050-3816-1852 (コールセンター)	076-423-8462
石川事務所	金沢市直江東 2-123-1	920-8213	050-3816-1853 (コールセンター)	076-208-5534

4 自動車整備振興会

名 称	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	F A X 番 号
新潟県自動車整備振興会	新潟市中央区東出来島 12-6	950-0961	025-285-2301	025-285-2008
佐渡分室	佐渡市八幡 2075 の 1	952-1311	0259-52-3061	0259-67-7677
長岡支所	長岡市撰田屋町字外川 2697	940-1104	0258-22-1112	0258-22-1111
上越分室	上越市三ツ屋町 45-4	942-0042	025-543-3224	0255-43-8985
長野県自動車整備振興会	長野市西和田 1-35-2	381-8510	026-243-4839	026-243-9810
松本分室	松本市平田東 2-4-1	399-0014	0263-58-3734	0263-86-5535
富山県自動車整備振興会	富山市新庄町馬場 24-2	930-0992	076-425-0882	076-424-6215
石川県自動車整備振興会	金沢市直江東 1-2	920-8213	076-239-4001	076-239-4004

5 管内出張検査場

検査場名	所 在 地	維持団体等	郵便番号	電 話 番 号
佐 渡	佐渡市八幡 2075 の 1	新潟県自動車整備振興会	952-1311	0259-52-3061
村 上	村上市緑町 4-2-81	下越自動車整備事業協同組合	958-0033	0254-52-3773
上 越	上越市三ツ屋 45-4	新潟県自動車整備振興会	942-0042	0255-43-3224
佐 久	佐久市大字中込 3387-1	佐 久 自 動 車 協 会	385-0051	0267-67-4676
上 田	上田市大字住吉諏訪田 65	上 田 自 動 車 協 会	386-0002	0268-22-3310
伊 那	伊那市大字伊那部 6002-1	上伊那自動車検査場維持会	396-0011	0265-72-3511
飯 田	飯田市鼎切石 5122	飯 田 自 動 車 協 会	395-0807	0265-23-5896
七 尾	七尾市白馬町ヨ部 4-1	七 鹿 自 動 車 整 備 組 合	926-0828	0767-57-2110